

事務局説明資料 (早期事業再生法の制度設計について)

令和 7 年11月

経済産業省 産業組織課

1. 貸付債権等・金融機関等の範囲、議決権の額について

① 貸付債権等

② 議決権の額の評価時点・評価方法

③ 金融機関等

2. 一時停止要請の対象・効果、弁済禁止の例外について

3. 第1回WGを踏まえた継続論点について

① 利用要件「経済的に窮境に陥るおそれ」

② 労働組合等への通知

③ 連結・単体の整理

④ プレDIPファイナンスにおける要件

4. 第1回WGの論点の補足説明

「対象債権」の定義（金融機関等、貸付債権等の範囲）

- 早期事業再生法に基づき**権利変更の対象となる「対象債権」**とは、「**金融機関等**」が有する、確認事業者に対する「**貸付債権等**」（+利息、遅延損害金・違約金）（法第2条第1～3項）。
- この趣旨は、①「**金融機関等**」はいわゆる「**プロ債権者**」であり、その有する**金融債権は商取引債権と差異**があること、②事業再生の慣行として、2000年代より20数年を経て、**私的整理により金融機関等の金融債権のみを減免して事業再生を図る一定の規範意識が形成**されつつあること、等を踏まえたもの。
- 「金融機関等」及び「貸付債権等」の定義の一部は**省令に委任**されているところ、その詳細は国会審議をはじめ**法律制定時の趣旨**を踏まえて検討していく。

◎早期事業再生法（抄）

（定義）

第二条 この法律において「**金融機関等**」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関
 - 二 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第一項の免許を受けた同法第十条第二項第八号に規定する外国銀行
 - 三 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合
 - 四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等及び同法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人
 - 五 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者
 - 六 政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会**その他これらに準ずる経済産業省令で定める特殊法人等**（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）
 - 七 前各号に掲げる者のほか、**金銭の貸付けその他金融に関する業務で信用の供与に係るものを行う事業者として経済産業省令で定める者**
 - 八 地方公共団体
 - 九 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社**その他債権の譲受けに関する業務を行う事業者として経済産業省令で定める者**
- 2 この法律において「**貸付債権等**」とは、貸付債権**その他信用の供与に基づく債権として経済産業省令で定めるもの**（前項第九号に掲げる者が有するものにあつては、同項第一号から第八号までに掲げる者が有していたものを同項第九号に掲げる者が譲り受けた場合のものに限る。）をいう。
- 3 この法律において「**対象債権**」とは、次条第一項の確認を受けた事業者（以下「**確認事業者**」という。）に対して当該確認の時に金融機関等が有する当該確認前の原因に基づいて生じた貸付債権等及び当該貸付債権等に係る次に掲げる権利をいう。
- 一 **当該確認後の利息の請求権**
 - 二 **当該確認後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権**
- 4 この法律において「**対象債権者**」とは、対象債権を有する者であつて、次条第七項（第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた者をいう。

（参考）「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事業再構築小委員会報告書－早期での事業再生の円滑化に向けて－」（2025年2月18日）

第2部 各論（新たな制度の方向性）

（2）対象債権

① 対象となる範囲

本制度で権利変更の対象となる債権については、**金融機関等**が有する**金融債権**に限定する。具体的には、以下の者が有する金融債権とすることが考えられる。

- ・預金保険法に規定する金融機関及び外国銀行
- ・農水産業協同組合
- ・保険会社（外国保険会社等、免許特定法人を含む。）
- ・貸金業者
- ・政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる経済産業省令で定める特殊法人等
- ・地方公共団体
- ・上記の者が有していた金融債権を譲り受けた債権回収会社その他これに準ずる経済産業省令で定める者

これは、**専門的知識に基づき与信を行う「プロ債権者」であることや、事業再生にかかる実態等を踏まえて、対象とするものである。**

加えて、債権回収会社（サービサー）等の金融債権の譲受人は、**金融債権を譲り受ける際には、その信用リスクを承継して当該債権を譲り受けていることから、当該譲受人も対象に含めることとする。**

なお、こうした者については、現行の事業再生ADRにおいて、対象債権者として一定割合含まれている点にも留意することが必要である。

他方で、例えば、事業者のオーナーやその関連企業からの融資については、経営責任の一環として対象として含めるなど、金融債権以外の債権についても、案件に応じて柔軟に対応することの適否についての論点が存在する。

この点、（ア）**金融機関等はいわゆる「プロ債権者」であり、その有する金融債権は商取引債権と差異があること、（イ）事業再生の慣行として、2000年代より20数年を経て、私的整理により金融債権のみを減免して事業再生を図る一定の規範意識が形成されつつあること**等を踏まえ、本制度は憲法違反とならないとされているところであり、金融機関等に該当しない事業者のオーナーによる融資等の金融機関等以外による融資にも対象を拡大することは、本制度の正当性の観点から問題があると考えられる。

また、個別案件に応じて対象債権を柔軟に選択可能とした場合、債権者の予見可能性が下がることや、入口段階で手続の対象となるかの争いが生じ得ることなどから、制度の安定性を損なう可能性があり、対象債権は金融機関等が有する金融債権に限定することが適当である。

(参考) 国会会議録

令和7年5月28日、衆・経済産業委員会（抜粋）

○福森 和歌子議員

金融債権が重要であるということも、そして公告がなされなければ商取引への影響を抑制しやすいということも分かるんですが、事業を再生するということでは、私は商取引債権をどうするかということもすごく大事だと思っております、その辺りについての見解をお聞かせください。

○藤木政府参考人

（前略）一般論として申し上げますと、なるべく早い段階で、**債権債務、特に金融債権の整理を行うということがその後の再生の可能性を高めるということ**でございまして、今回の法案がそうした早期での事業再生の円滑化につながるものということを期待しているところでございます。

一方で、まさに委員おっしゃるようにケース・バイ・ケースでありまして、金融債権債務だけを調整すればそれで再生がなされるというケースもございますし、一方で、例えば金融債務に比して取引債権の割合が非常に大きいようなケース、こういうケースにおいては、やはり主要な取引先とある程度議論しないと前へ進まないというケースもあろうかと思えます。

この法律におきましては、その意味では、金融債権に対象を限っておりますが、それと並行する形で、法律の外の手続として、個別に商取引債権の扱いについて協議をされるということについては、これは別に禁じているわけではございませんので、まさに個々のケースごとの必要に応じてそうした対応を図っていただくということが大切ではないかと思えます。

令和7年6月5日、参・経済産業委員会（抜粋）

○藤巻 健史議員

民間の金融機関も他の債権者と同じ民間企業なんですけれども、この法律では、金融機関等の持つ債権を主な対象としているということなわけですね。そうすると、民間の一部だけ、すなわち金融機関を除いたものだけがこのリスケジュールをできて、その同じ民間金融機関でも、金融機関だけに、その何というんですか、リスケジュールを強制させるということは国家の権限としてできるのかどうかというのがまず最初に疑問に思ったんですけど。（後略）

○政府参考人（藤木俊光君）

審議会におきまして憲法学者の方から御意見賜ったところでございますが、この中では、まず、**倒産前の段階で金融債権に限定して減免を行うということ**につきましては、事業の維持、再生を図ることとともに、それに伴って従業員や取引先の利益にも資するという、**一種公共的利益を実現するために必要かつ合理的な手段**であるということ。

それから、**金融機関等、まさに与信の専門家が有する、専門家であるということから、支払不能リスクがあらかじめ織り込まれていると、その上で、集団的意思決定として多数決を行うことには合理性がある**ということ。

また、第三者機関として、それから裁判所が関与して多数決の濫用の弊害を防止する制度的な仕組みが取られているということから、憲法上の問題はなないような整理がなされているところでございます。

貸付債権等の範囲（総論）（法第2条第2項）

- 法第2条第2項において、「貸付債権等」の範囲として「**貸付債権その他信用の供与に基づく債権として経済産業省令で定めるもの**」と規定されている。
- 貸付債権以外の「金融債権」であって、「**貸付債権等**」の範囲に含まれるべき債権としては下記が考えられる。次頁以降において詳述。

【法において規定】

- ① 貸付債権
- ② 法第3条の確認後に生じる「貸付債権等」に係る利息の請求権
- ③ 法第3条の確認後の「貸付債権等」に係る不履行による損害賠償又は違約金の請求権



【省令において規定】

- ④ **私募社債**
 - ⑤ **店頭デリバティブ取引に係る債権**
 - ⑥ **求償権**
 - ⑦ **保証債務履行請求権**
 - ⑧ **手形に係る買戻請求権及び遡求権等/電子記録債権に係る買戻請求権及び電子記録保証債務の履行請求権等**
 - ⑨ 法第3条の確認前に生じた「貸付債権等」に係る**利息**及び「貸付債権等」に係る**手数料の請求権**
 - ⑩ 法第3条の確認前に生じた**不履行**による**損害賠償**又は**違約金の請求権**
- 等**

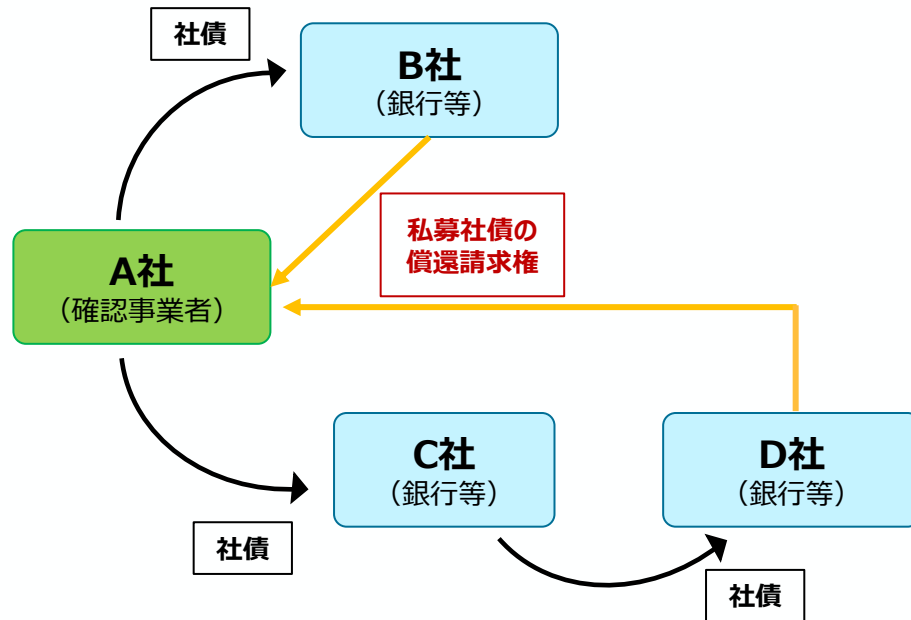


【Q&Aにおいて明確化】

実質的に「貸付債権」に該当する場合（**ファクタリング契約に基づく債権** 等）

社債について（各論①）

- 社債とは、会社法の規定により会社が行う割当てにより発生する、当該会社を債務者とする金銭債権であって、会社法第676条各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものである。
- 以下の理由により、**私募社債※に限り「貸付債権等」の範囲に含められるべきではないか。**※私募のコマーシャルペーパー（CP）も同様に対象とする。
 - ① 社債の性質については、**社債も金銭の消費貸借によって生じる債権であることは、通常の貸付債権（会社にとっては借入金債務）と変わりがないこと。**
 - ② ただし、公募社債については、高度の流通性があり債権者の特定が困難であることから、現行の事業再生ADR等の準則型私的整理手続では対象とされておらず、この趣旨は早期事業再生法の手続においても該当すると思われること。



◎東京大学田中亘教授「会社法（第5版）」574頁

株式会社は、社債を発行することにより、資金を調達することもできる。社債とは、会社法の規定により会社が行う割当てにより発生する当該会社を債務者とする金銭債権であって、676条各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。（略）

なお、**社債も金銭の消費貸借によって生じる債権であることは、通常の貸付債権（会社にとっては借入金債務）と変わりがない。**それゆえ会社法に特別の規定がなければ、消費貸借契約や金銭債権に関する民法（商法に特則があるときは商法）の規定が適用される。

◎私募社債の定義

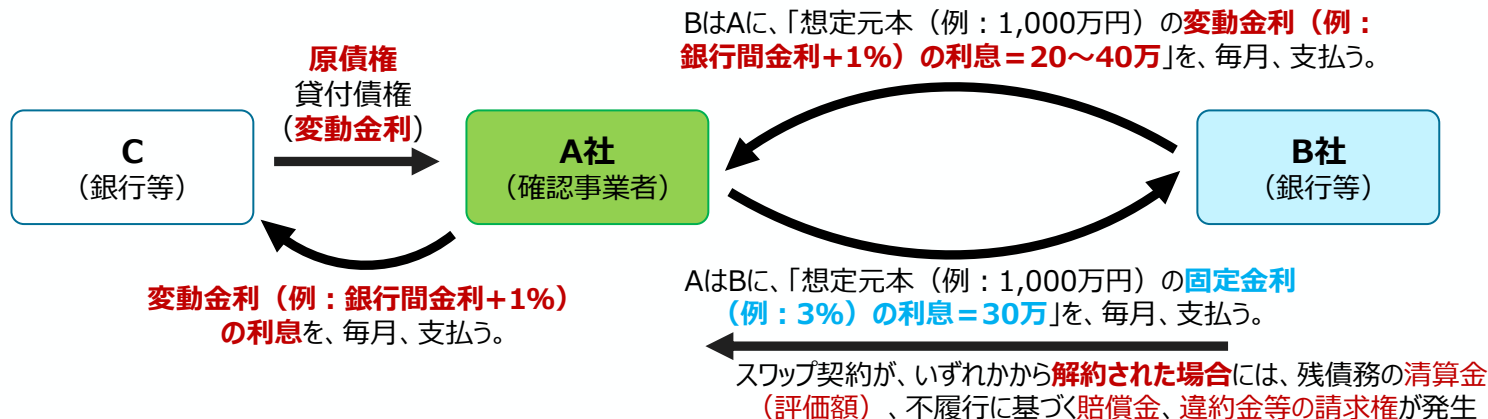
「**有価証券の私募**」（「取得勧誘であって有価証券の募集に該当しないもの」）に**該当する社債**。私募の類型として、以下の3つがある（金融商品取引法第2条第3項第2号）。

- ① **適格機関投資家私募**（適格機関投資家を相手方として行う場合）
- ② **特定投資家私募**（特定投資家を相手方として行う場合）
- ③ **少人数私募**（49名以下の投資家を相手方として行う場合）

店頭デリバティブ取引に係る債権（各論②）

- **デリバティブ取引**とは、基本となる契約に**派生する取引**で、例えば、金利等を交換する契約（**金利スワップ**）、商品や有価証券等を将来の一定の時期に予め定めた価格で取引する契約（**先渡取引、先物取引**）、有価証券等を一定の価格で売却/購入できる権利（**オプション**）、ある事業者が倒産した場合の損失を引き受ける契約（**クレジット・デフォルト・スワップ**）等。
- 一定のデリバティブ取引に係る債権は、「**貸付債権等**」に**含められるべきではないか**。
- 要件：①**店頭（OTC）デリバティブ**であること（＝市場デリバティブは除く）、②**手続終了までに（確認前も含む）解約されたこと**、③**取引の対象が金融商品又は差金決済される商品（原油等）であること**（＝金融商品以外の商品の引渡しが行われるものを除く。）。
- 債権額と、その評価の基準時：**解約時点で評価した、清算金、解約違約金等**
- 理由は以下のとおり。
 - ① **相対取引である店頭デリバティブ取引**では、金融機関等は、**相手方の信用力が低下し債務不履行となるリスク**（カウンターパーティーリスク等）を直接に審査し、契約内容を交渉・決定していること（市場デリバティブでは、直接、リスク審査できない）。
 - ② デリバティブ契約が**解約されていない場合**には、債務者あるいは債権者が、リスクヘッジ等の観点から**自らの意思により当該契約を続ける選択**をしており、その意思に反して解約・清算させる必要もないこと。
 - ③ 金融商品以外の商品（鉄鋼等）を対象とする場合であって、当該商品の引渡しが行われることが予定されているデリバティブ取引については、商取引に近接する。

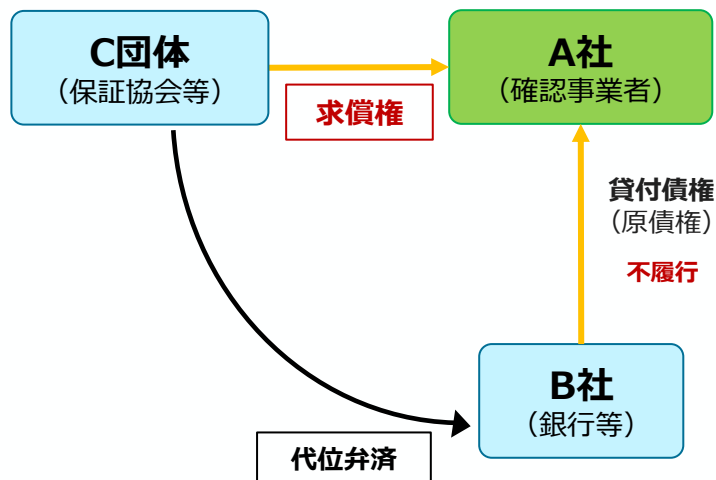
金利スワップ契約の例（イメージ図）



求償権（各論③）

- **求償権**とは、保証人等の第三者が債務者に代わり債務を弁済した場合に、**弁済者が債務者に対して取得する請求権**である。
- 以下の理由により、**求償権は原債権が「金融機関等」の有する「貸付債権等」である場合に限り「貸付債権等」の範囲に含められるべきではないか。**
 - ① 「**信用の供与**」とは、「**直接貸付だけでなく、手形裏書その他の債務保証を含む意味で用いられている**」（法令用語辞典より）。
 - ② 債務を弁済した第三者は、弁済の対象が「**金融機関等**」の有する「**貸付債権等**」である場合、**弁済にあたって求償権が早期事業再生法の対象となるリスクを認識し得る（債権の譲受けの場合と実質的に類似する）**。
 - ③ 代位弁済が行われた場合、求償権を取得するほか、原債権について弁済者代位できる（民法第501条）。判例によれば、弁済者代位は債権（原債権）及び担保権を代位弁済者に移転させる制度とされている。そうすると、**原債権が「貸付債権等」に該当する場合、代位行使できる権利は「貸付債権等」の性質を引き継ぐと考えられるところ、この場合、求償権についても早期事業再生法における対象とするのが整合的である。**

求償権（イメージ図）



法令用語辞典（第11次改訂版）における「信用の供与」についての解説

信用は、経済用語として繰延支払いを意味し、当事者間に債権債務関係が設定されることにより成立する。一般にはこの信用を設定する行為を「信用供与」というが、法令上は、「有価証券の引受人となつた金融商品取引業者は、当該有価証券を売却する場合において・・・その買主に対し買入代金につき貸付けその他信用の供与をしてはならない」（金融商品取引法44の4）というように、**直接貸付だけでなく、手形裏書その他の債務保証を含む意味で用いられている**。銀行その他の金融機関については、法令上、原則としてその自己資本の額に一定の率を乗じた額が同一人に対する信用の供与又は出資の限度額とされており、当該限度額を「信用供与等限度額」と言っている（銀行法13 I 等）。

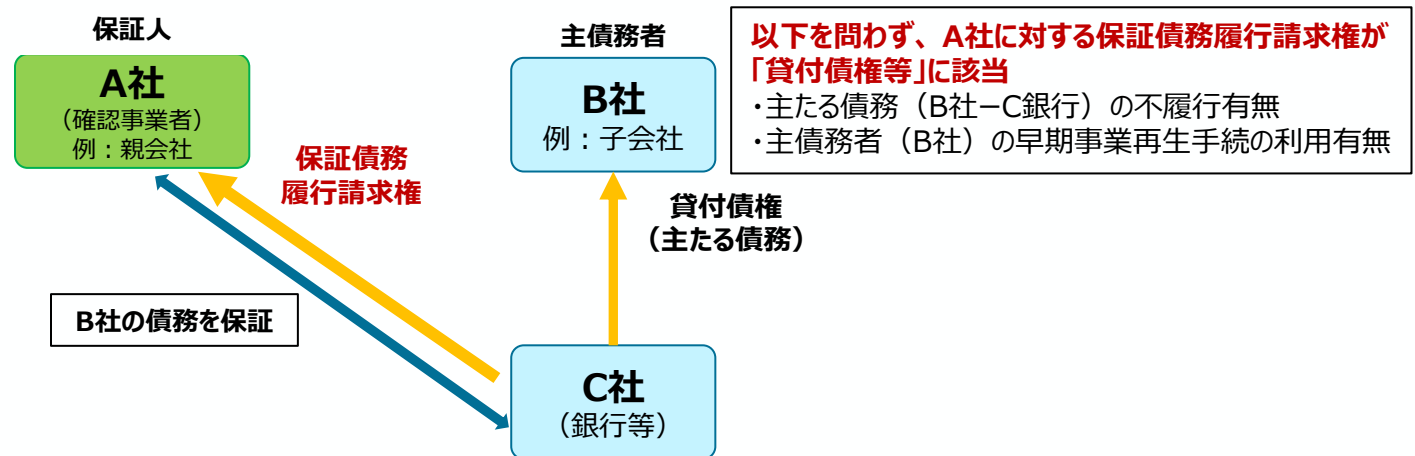
求償権と原債権の関係について言及した判例

「弁済による代位の制度は、弁済代位者が債務者に対して取得する求償権を確保するために、**法の規定により弁済によって消滅すべきはずの債権者の債務者に対する債権（以下「原債権」という。）及びその担保権を代位弁済者に移転させ**、代位弁済者がその求償権の範囲内で原債権及びその担保権を行使することを認める制度」である（最判昭和59年5月29日民集38巻7号885頁）

保証債務履行請求権（各論④）

- **保証債務履行請求権**とは、債務保証契約に基づき、**主債務者が債務を弁済しない場合に債権者が保証人に対して保証債務の履行を請求する権利**である。典型例としては、確認事業者が子会社借入の保証人になっているケースが想定される。
- 以下の理由により、**主たる債務が「金融機関等」の有する「貸付債権等」である場合、その保証債務履行請求権は「貸付債権等」の範囲に含められるべきではないか**（主債務の不履行の有無及び主債務者による早期事業再生法の利用有無にかかわらず含める）。
 - ① 債権者は、主債務者の信用状況のみならず、**保証人が履行できるか否かも含めて、与信判断**している。
 - ② 保証債務の履行によって弁済者代位されるのは主たる債務であることに鑑みると、**主たる債務が早期事業再生法における対象となり得る場合に限り対象とすることが整合的**である。
 - ③ その上で、主たる債務の不履行が無い場合であっても、**将来的に主たる債務の不履行が生じるリスク**があることを踏まえると、対象とすることが合理的である。
 - ④ また、主債務者が早期事業再生法を利用しない場合であっても、**「貸付債権等」「金融機関等」という本制度の対象となり得るプロ債権者としての与信**であることには変わりはないため、手続の利用有無で扱いに差を設けるべきではない。

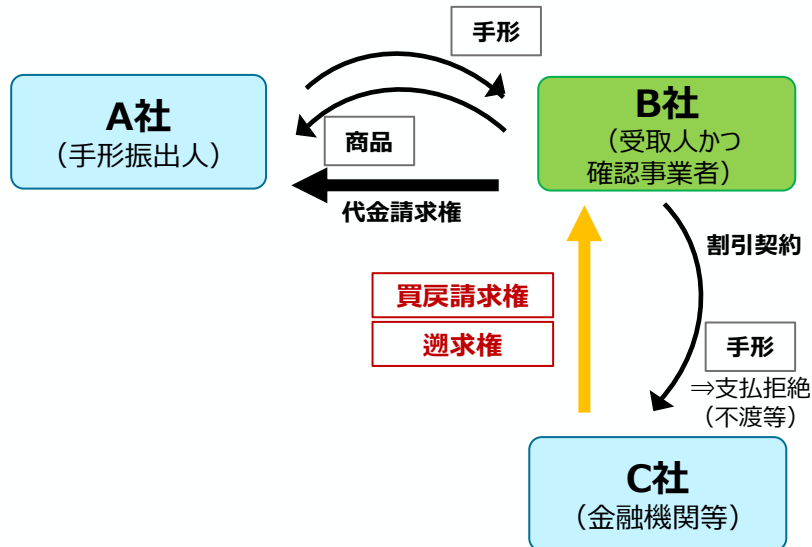
保証債務履行請求権（イメージ図）



手形割引契約に基づく買戻請求権、手形法に基づく遡求権（各論⑤）

- 手形割引契約に基づき、金融機関等は、手形債務者に不渡り等が生じた場合に、**割引依頼人に対して当該手形の買戻しを請求できる（買戻請求権）**。また、手形が不渡りとなった場合、手形の所持人は、手形法第43条に基づき、**裏書人に手形金の支払を請求することができる（遡求権）**。
- 以下の理由により、**手形割引に基づく買戻請求権は「貸付債権等」の範囲に含まれるべきではないか**。また、手形の所持人が手形割引依頼人に対して有する**遡求権**も、実質的な性質は同様であるため、対象に含まれるべきではないか。
 - ① 最高裁判例では、手形割引は、**割引依頼人に対する信用供与とされていること**。
 - ② 出資法、貸金業法、銀行法においても、**手形割引を金銭の貸付けと同様に扱っていること**。

手形割引（イメージ図）



判例

- 「銀行の行う手形割引は、通常、**銀行が割引依頼人に広い意味での信用供与の手段として行っているに外ならず**、割引手形それ自体を独立の価値ある商品として買い受けることを目的とするものではない。」（最判昭和46年6月29日判時640号81頁）
- 「銀行取引において行われる**手形割引**は、割引手形の主債務者の信用が基礎にあるなどの点で、純然たる消費貸借とは性質を異にする一面を有するといえ、**広い意味において割引依頼人に対する信用供与の手段といえる**。その上で、割引手形買戻請求権は、事実たる慣習及び銀行取引約款（特約）に基づいて発生するものであるとの見解をとっている。（最判昭和51年11月25日判時837号89頁）

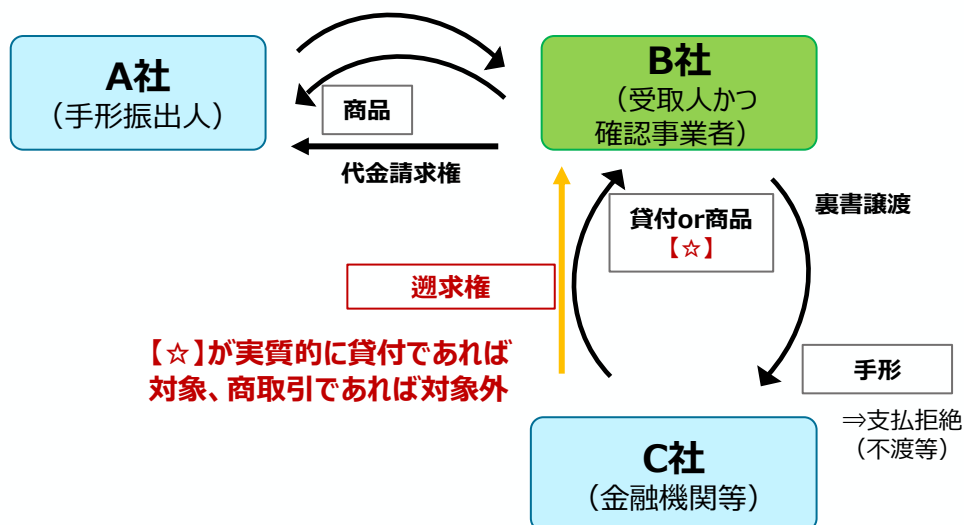
他法における規定

- ◎ **出資法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）**
第七条 第三条から前条までの規定の適用については、**手形の割引**、売渡担保その他これらに類する方法によつてする**金銭の交付又は授受は、金銭の貸付け又は金銭の貸借とみなす**。
- ◎ **貸金業法**
第二条 この法律において「貸金業」とは、**金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む**。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。（略）
- ◎ **銀行法**
第十条 銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。
 - 一 預金又は定期積金等の受入れ
 - 二 資金の貸付け又は**手形の割引**
 - 三 為替取引

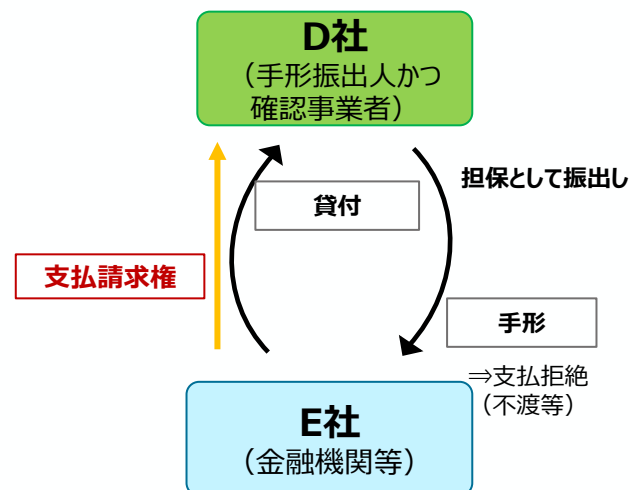
手形に係る買戻請求権・遡求権の範囲①（各論⑤）

- 手形割引を伴う場合については前頁のとおり。一方、**割引がない単純な裏書譲渡の場合**については、**貸付に伴う譲渡の場合**には**手形の遡求権も対象とし**（貸付債権を回収するための手段であるため）、**その目的が実質的な商取引の決済であれば対象外とすべきではないか**（商取引債権を引き受けたとみなせるため）。
- また、同様の整理から、**貸付に伴い手形を振り出す場合（いわゆる手形貸付）**においても、**当該手形の支払請求権を対象とすべきではないか**。

手形譲渡（イメージ図）

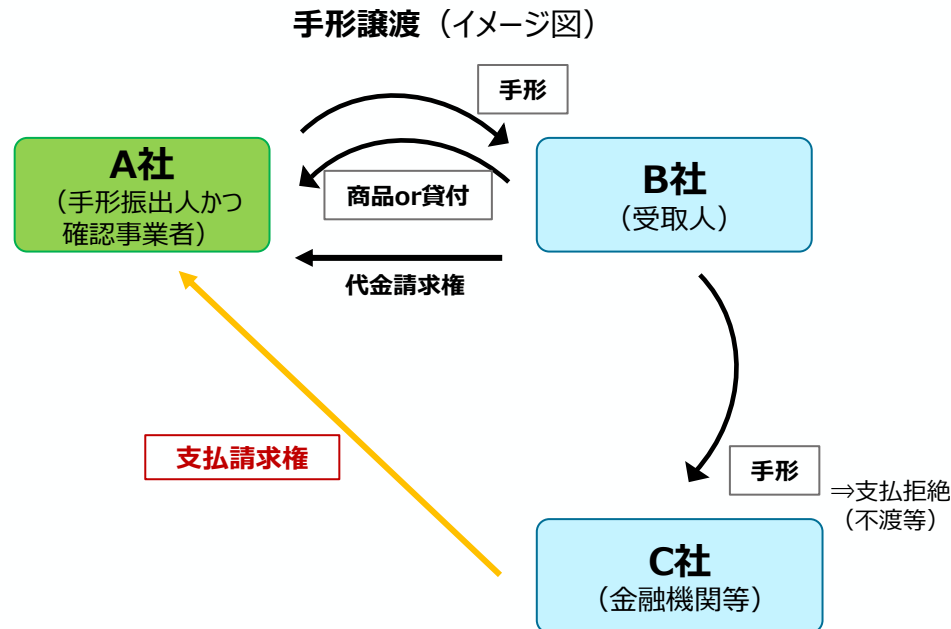


手形貸付（イメージ図）



手形割引に係る買戻請求権・遡求権の範囲②（各論⑤）

- **手形割引を受けた場合等における振出人（A社）に対する支払請求権**については、以下の理由から**対象外とすべきではない**か。
 - ① 手形の振出が**商取引のためである場合**には、**実質的に商取引債権**であること
 - ② （手形の振出が商取引のためでなく、貸付の担保である場合であっても）早期事業再生法上は債務者が対象債権者を特定する必要があるところ、以下の事情から特定が困難であること
 - （ア）手形の流通性を踏まえると、**振出人（A社）**が、遡求権を有する銀行（C社）を**特定することが困難であること**。
 - （イ）**振出人（A社）**に対する**支払請求権**は、銀行（C社）の受取人（B社）に対する債権の保証履行請求権に類似した機能を有するものの、**振出人（A社）にとっては、銀行（C社）の受取人（B社）に対する手形譲渡時の原因債権**（商品or貸付の担保）**の内容を知り得ない点で、保証債務履行請求権とは異なること**。



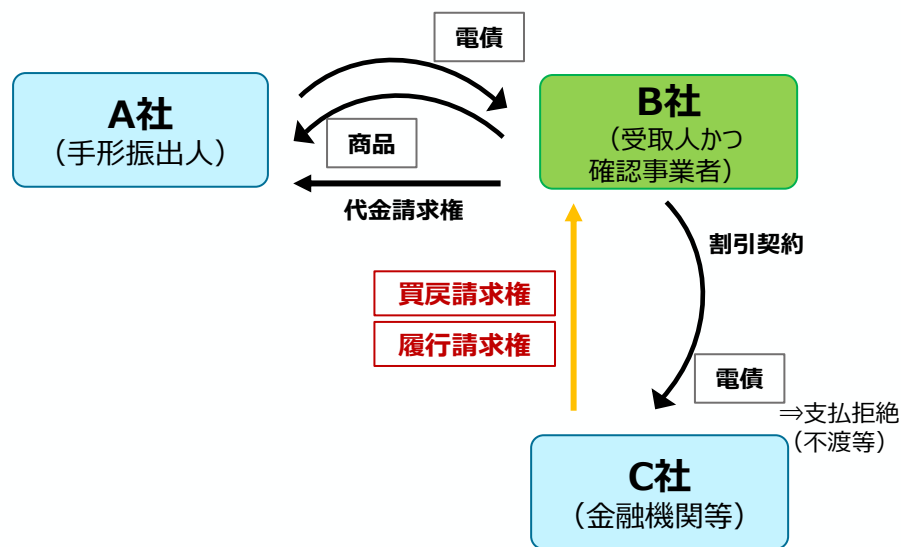
電子記録債権（でんさい等）の買戻請求権、電子記録保証（各論⑤）

- 電子記録債権は、発生原因となる法律関係に基づく債権とは別個の金銭債権であって、当事者の意思表示に加えて、電子債権記録機関が作成する記録原簿に記録をしなければ発生又は譲渡の効力が生じない債権である。
- 電子記録債権では、手形割引及び遡求権に相当する仕組みとして、**電子記録債権割引**及び**電子記録保証**がある。金融機関等は、割引を行った電子記録債権の債務者において支払期日に支払がなされなかった場合に、割引契約に基づき、割引依頼人に対して電子記録債権の買戻しを請求できる（**買戻請求権**）。また、電子記録債権の債権者は、支払期日に支払がなされなかった場合、**電子記録保証※をしている譲渡人に対して保証債務の履行を請求することができる**（**電子記録保証**、電子記録債権法第31条）。

※手形法の遡求義務と異なり、当然に保証債務が生じるわけではない。もっとも、でんさいネット等においては、債権者がでんさいを譲渡する場合、原則として保証記録も併せて記録される仕組みとなっている。

- 電子記録債権は、分割ができる点（電子記録債権法第43条以下）など手形にない機能もあり、手形と全く同様の性質を持つわけではないが、割引後の買戻請求及び電子記録保証は、基本的に手形と同様の仕組みとなっている。そのため、**電子記録債権の買戻請求権**及び**電子記録保証債務の履行請求権**は、手形割引に基づく買戻請求権及び遡求権と同様の範囲で、「**貸付債権等**」の範囲に含められるべきではないか。

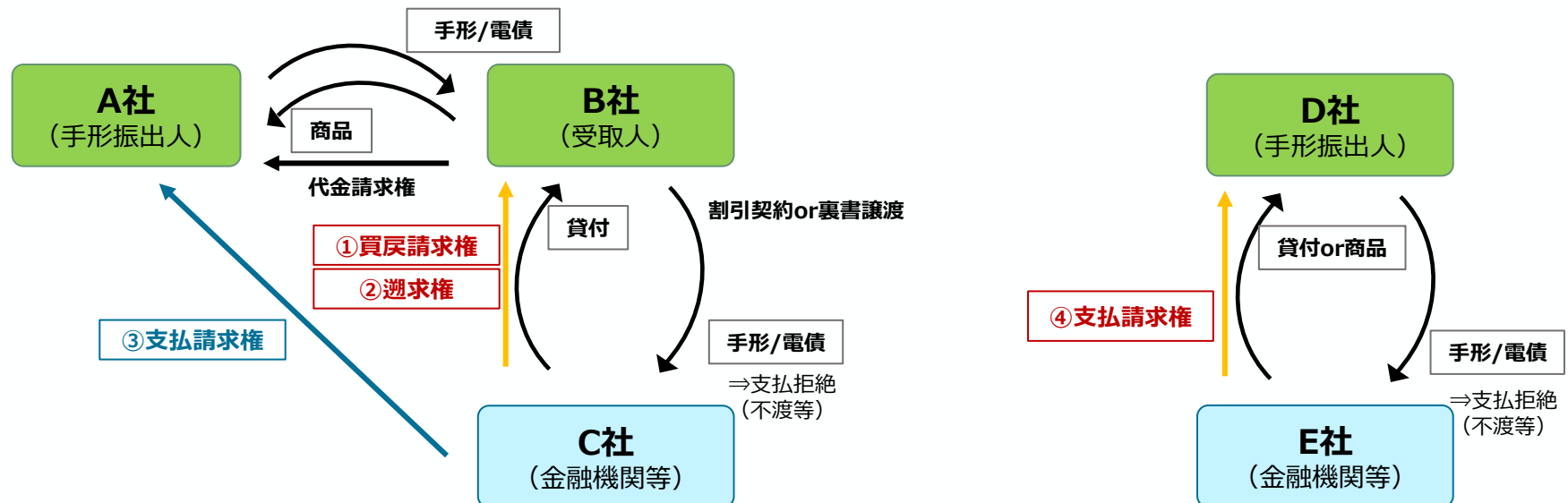
電子記録債権割引（イメージ図）



(参考) 手形、電子手形債権に係る債権の対象の整理のまとめ (各論⑤)

- 以上をまとめると、「貸付債権等」の対象に含まれるべき債権は、(1) **実質的に貸付目的で手形交付（振出・譲渡）が行われた場合における**（手形割引は一般的にこれに該当）、(2) **手形交付の直接の当事者間の債権**（買戻請求権及び遡求権/電子記録保証債務の履行請求権等）となる。
- いずれも、金融機関等が手形を譲受する際の直接の取引相手に対する債権であるため、金融機関等が取引相手に対して信用の供与を行っており、本法の趣旨とも整合的である。

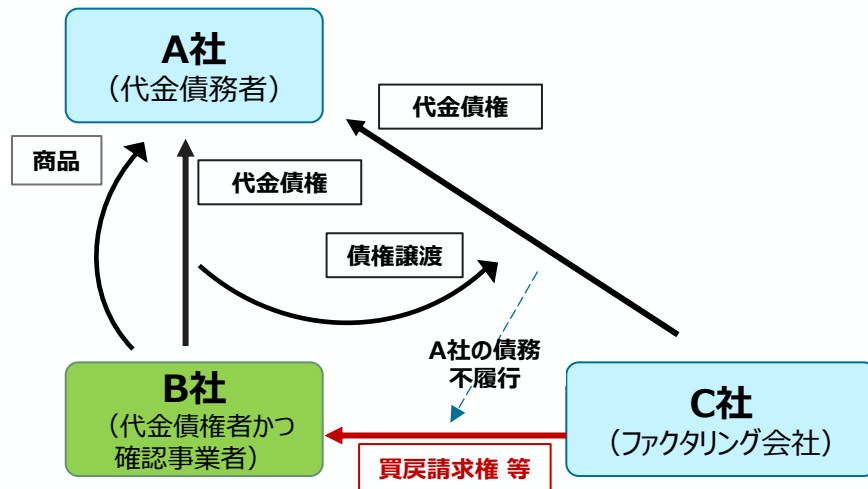
下図で、①②④は、実質的に貸付であれば対象、商取引であれば対象外。③は対象外。



ファクタリング契約に基づく債権（各論⑥）

- **ファクタリング**とは、売掛債権等を一定の手数料を徴収して買い取るサービスである。法形式的には債権譲渡契約であるが、**経済的に貸付と同様の機能を有している契約**もある（例えば、譲渡債権が不履行の場合に、譲受人に買戻請求権等が発生する契約など）。
- このような場合、早期事業再生法においても、ファクタリングに基づく債権のうち貸付と同様の機能を有しているものについては、**「貸付債権等」に含まれる旨を、Q&Aにおいて明確化すべきではないか。**
- なお、**ファクタリングが貸付と評価されるか否かは、個別の取引形態に応じて判断される**ものとされる。このため、**確認事業者において裁判例等を踏まえて「貸付債権」に該当するかを判断**した上で、指定確認調査機関が当該判断の妥当性を確認する（法第3条第1項第2号）ことになると思われる。

ファクタリング（イメージ図）



◎ 金融庁「ファクタリングの利用に関する注意喚起」（抄）

一般に「ファクタリング」とは、事業者が保有している売掛債権等を期日前に一定の手数料を徴収して買い取るサービス（事業者の資金調達の一手段）であり、法的には債権の売買（債権譲渡）契約です。しかし、近時、ファクタリングを装った高金利の貸付けを行う金融業者の存在が確認されています。また、**ファクタリングとして行われる取引であっても、経済的に貸付けと同様の機能を有していると思われるようなものは、貸金業に該当するおそれがあります。**

（略）

例えば、**譲渡した債権の回収（集金）がファクタリング業者から売主に委託**されており、売主が集金できなかった場合に、

- **売主が債権を買い戻すこととされている**
- **売主自身の資金によりファクタリング業者に支払をしなければならないこととされている**

などといったようなものについては、**貸金業に該当するおそれがあります。**

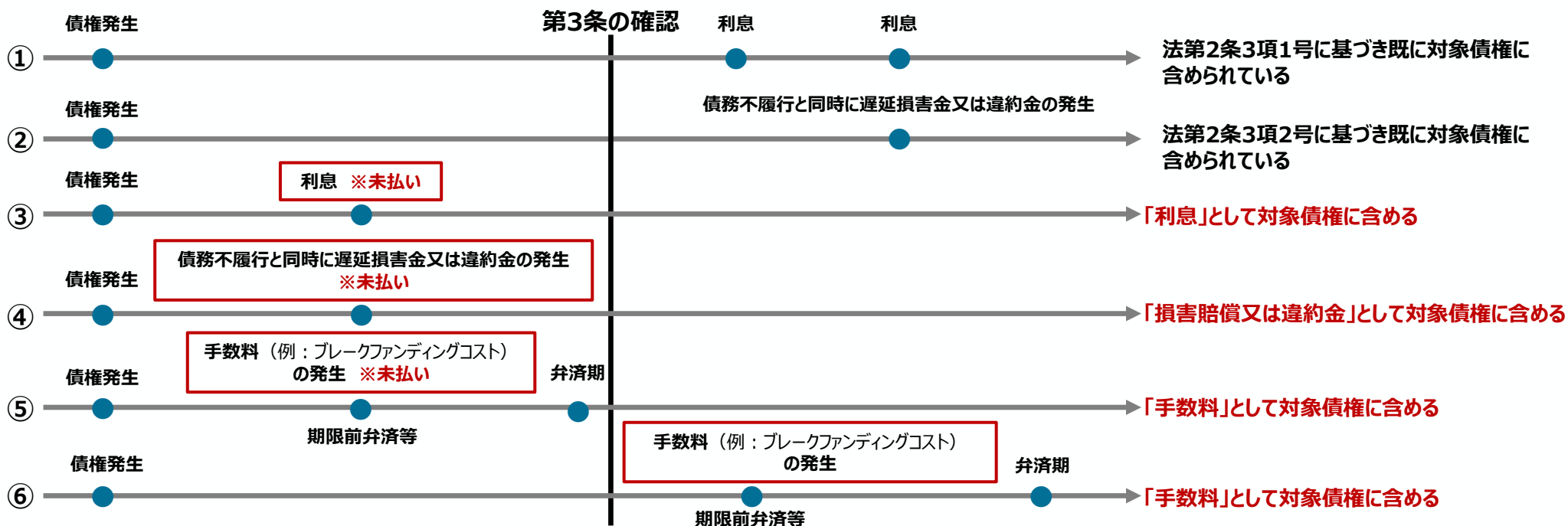
また、ファクタリングが貸金業に該当するかについては、**契約書にノンリコース（売却した売掛債権等が返済不能になっても売却した事業者には返済義務は生じないこと）の規定があるかなどの形式的な要素だけでなく、経済的側面や実態に照らして判断されるものですので、注意が必要です。**

（略）

利息、遅延損害金／違約金、手数料に係る請求権（各論⑦）

- 「貸付債権等」につき法第3条の確認後の期間に対応する利息や、確認後の債務不履行により発生する遅延損害金・違約金の請求権については、法第2条第3項に基づき権利変更の対象範囲に含まれている。
- 省令では、「**貸付債権等**」につき**確認前に生じた利息、遅延損害金・違約金の請求権**であって、確認時点で未払いとなっているものについても、既に対象となっている請求権と性質としては同じ債権であることから「**貸付債権等**」の**範囲に含まれるべきではないか**。
- また、同様の趣旨から「**貸付債権等**」に伴う**手数料**についても「**貸付債権等**」の**範囲に含まれるべきではないか**。ここでは、**法第3条の確認前に既に発生していた手数料に限らず**、「貸付債権等」に伴う手数料であって、**確認後に発生するもの**（例えば、ブレイクファンディングコスト、コミットメントライン契約の解約手数料等）も「**貸付債権等**」の**範囲に含まれるべきではないか**。

利息、不履行による損害賠償又は違約金及び手数料に係る請求権（イメージ図）



1. 貸付債権等・金融機関等の範囲、議決権の額について

①貸付債権等

②議決権の額の評価時点・評価方法

③金融機関等

2. 一時停止要請の対象・効果、弁済禁止の例外について

3. 第1回WGを踏まえた継続論点について

①利用要件「経済的に窮境に陥るおそれ」

②労働組合等への通知

③連結・単体の整理

④プレDIPファイナンスにおける要件

4. 第1回WGの論点の補足説明

議決権の額の評価時点（法第19条第1項第3号）

- 権利変更の対象となる債権のうち、以下についての議決権の額は「**経済産業省令で定める時における評価額**」と規定されている。
 - イ 法第3条第1項の確認後に期限が到来すべき**不確定期限付債権**で無利息のもの
 - ロ 金額又は存続期間が**不確定**である定期金債権
 - ハ 金銭債権で、その額が不確定であるもの又はその額を**外国の通貨**をもって定めたもの
 - ニ **条件付債権**
 - ホ 確認事業者に対して行うことがある**将来の請求権**
- この点、対象債権の該当性の基準時は「確認の時」と規定されていることから（法第2条第3項柱書）、イ～ホの債権の**評価時点は「法第3条の確認時」としてはどうか。**

【法において規定】

対象債権者は、次の各号に掲げる対象債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額に応じて、対象債権者集会における議決権を有する。

三 次に掲げる債権 **経済産業省令で定める時**における評価額

- イ 第三条第一項の確認後に期限が到来すべき不確定期限付債権で無利息のもの
- ロ 金額又は存続期間が不確定である定期金債権
- ハ 金銭債権で、その額が不確定であるもの又はその額を外国の通貨をもって定めたもの
- ニ 条件付債権
- ホ 確認事業者に対して行うことがある将来の請求権

【省令において規定】

法第3条の確認時

議決権の額の評価方法（法第19条第1項第3号）

- さらに、**議決権の額の具体的な評価方法について、Q&Aにおいて下記を示してはどうか。**

【Q&Aにおいて明確化】

①債権発生や条件成就等が確定していない債権

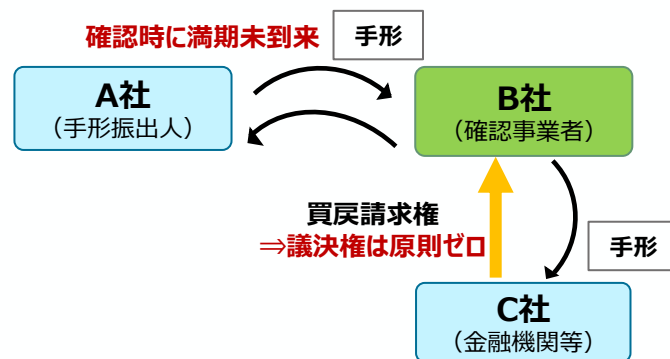
以下の債権については、原則として*議決権はゼロとする。他方、債権の発生・条件の成就等が確定している場合については、債権額を議決権額とする。

- (a) 確認時に発生が確定していない将来の請求権
- (b) 確認時に条件成就が確定していない条件付債権
- (c) 確認時に弁済期の到来が確定していない不確定期限付債権

理由は以下のとおり。

- ・ 民事再生手続においては、再生債権に争いがある場合、議決権額は裁判所が定める額となる（民事再生法第170条第2項第3号、第171条第1項第2号参照）。
- ・ 他方、本制度では、対象債権者からの異議の申立てや、第三者によって議決権額が定められる手続は予定されていない。そのため、**基準額はできる限り明確に定まることとしておく必要がある。**
- ※ 法第3条の確認時では停止条件成就等が確定していなかったものの、**その後対象債権者集会の時までに停止条件成就等が確定した場合には、例外的に議決権を全額認める**取扱いが考えられる。
- ・ なお、**連帯保証債務**については、債権者は、主債務者と連帯保証人のいずれに対しても、それぞれ全額権利行使をすることができる（連帯債務等の全部義務者も同様）。そのため、**親会社（B社/子会社の債務を保証）、子会社（A社/主債務者）が両方早期事業再生手続を利用する場合、親会社に対する保証債務履行請求権と子会社における主たる債権を別途計上し、それぞれ満額の議決権を行使できることとなる。**

確認時に発生が確定していない将来の請求権
例：満期末到来の手形買戻請求権（イメージ図）



②外貨建ての債権の扱い

基準日が法第3条の確認時であることから、**法第3条の確認の日の為替レート**にて議決権を算定する。

1. 貸付債権等・金融機関等の範囲、議決権の額について

①貸付債権等

②議決権の額の評価時点・評価方法

③**金融機関等**

2. 一時停止要請の対象・効果、弁済禁止の例外について

3. 第1回WGを踏まえた継続論点について

①利用要件「経済的に窮境に陥るおそれ」

②労働組合等への通知

③連結・単体の整理

④プレDIPファイナンスにおける要件

4. 第1回WGの論点の補足説明

金融機関等の範囲について①（法第2条第1項第7号）

- 法第2条第1項第7号においては、「金融機関等」の範囲として「**金銭の貸付けその他金融に関する業務で信用の供与に係るものを行う事業者として経済産業省令で定める者**」と規定されている。
- 本号に基づく委任の範囲については、本制度における「金融機関等」の範囲の考え方（「**プロ債権者**」への該当性等）を踏まえ、詳細は検討中。

（定義）

第二条 この法律において「**金融機関等**」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関
 - 二 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第一項の免許を受けた同法第十条第二項第八号に規定する外国銀行
 - 三 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合
 - 四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等及び同法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人
 - 五 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者
 - 六 政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会**その他これらに準ずる経済産業省令で定める特殊法人等**（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）
 - 七 前各号に掲げる者のほか、金銭の貸付けその他金融に関する業務で信用の供与に係るものを行う事業者として経済産業省令で定める者**
 - 八 地方公共団体
 - 九 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社**その他債権の譲受けに関する業務を行う事業者として経済産業省令で定める者**
- 2 この法律において「貸付債権等」とは、貸付債権その他信用の供与に基づく債権として経済産業省令で定めるもの（前項第九号に掲げる者が有するものにあつては、同項第一号から第八号までに掲げる者が有していたものを同項第九号に掲げる者が譲り受けた場合のものに限る。）をいう。
- 3 この法律において「対象債権」とは、次条第一項の確認を受けた事業者（以下「確認事業者」という。）に対して当該確認の時に金融機関等が有する当該確認前の原因に基づいて生じた貸付債権等及び当該貸付債権等に係る次に掲げる権利をいう。
- 一 当該確認後の利息の請求権
 - 二 当該確認後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権
- 4 この法律において「対象債権者」とは、対象債権を有する者であつて、次条第七項（第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた者をいう。

金融機関等の範囲について②（法第2条第1項第6号等）

- 法第2条第1項第6号においては、「金融機関等」の範囲として「**政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる経済産業省令で定める特殊法人等**（※）」と規定されている。

（※）特殊法人等：法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち、以下の法人。

- 総務省設置法（平成11年法律第91号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるもの（特殊法人）
- 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（認可法人）
- 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第二条第一項に規定する独立行政法人
- 特殊法人等は根拠法において貸付又は債務保証が業務として規定されている場合、当該根拠法における目的を達成するために「プロ債権者」として与信先のリスクを管理しながら業務を行っている者であると考えられる。このため、**貸付又は債務保証が根拠法において位置づけられる特殊法人等は原則として「金融機関等」の範囲に含めるべきではないか。**
- さらに、「特殊法人等」の定義には当てはまらないものの、**法律の定めにより貸付又は債務保証の業務を行う法人**についても、同様に上記に該当する場合には**原則として「金融機関等」の範囲に含めるべきではないか。**

【省令において規定】

貸付又は債務保証が根拠法において位置づけられる特殊法人等及び「特殊法人等」以外の法律に定めによる業務を行う法人

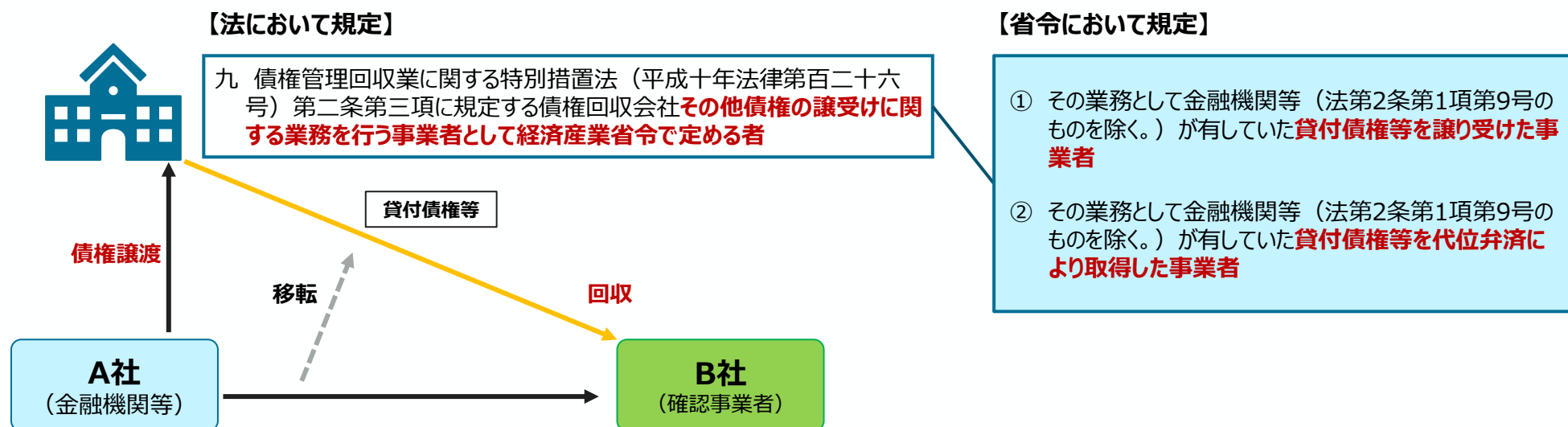
※省令においては具体的な法人名を列記する形で規定する想定。

※「特殊法人等」以外の法律に定めによる業務を行う法人については、法第2条第1項第7号に基づき委任。



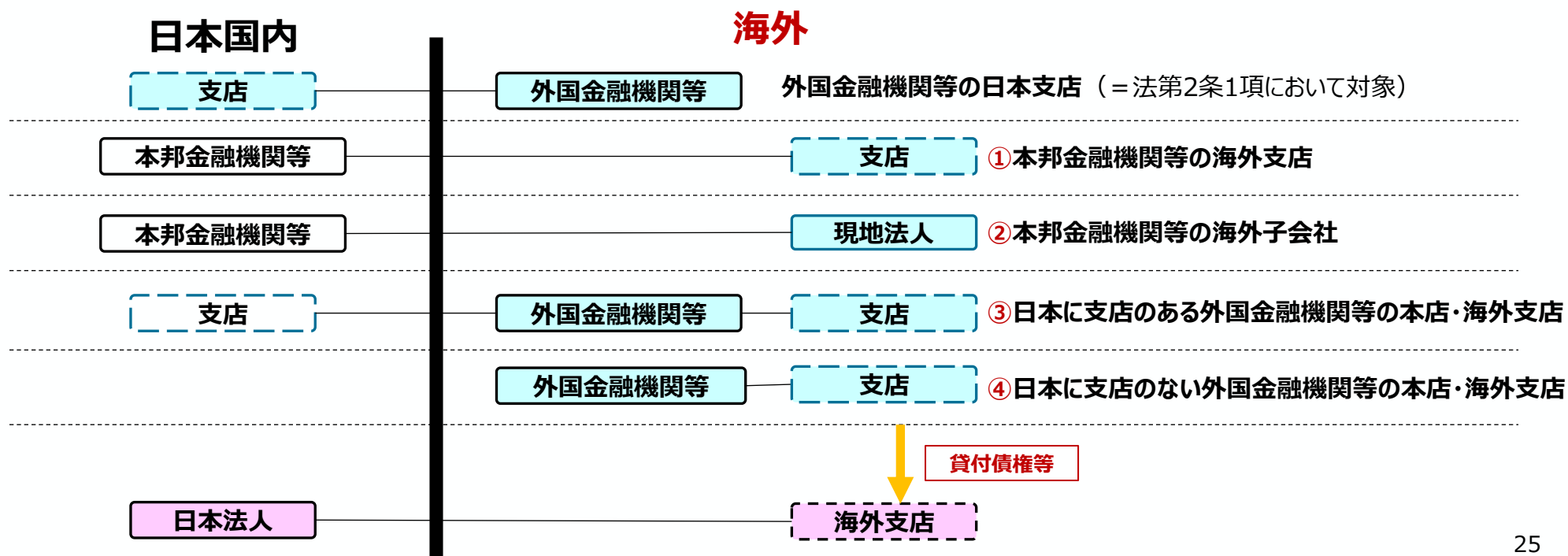
金融機関等の範囲について③（法第2条第1項第9号）

- 法第2条第1項第9号においては、「金融機関等」の範囲として「債権管理回収業に関する特別措置法第二条第三項に規定する債権回収会社その他**債権の譲受けに関する業務を行う事業者として経済産業省令で定める者**」と規定されている。
- この点、貸付債権等の譲渡先として想定し得るのは債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社（サービサー）にとどまらないことから、省令において「**その業務として金融機関等（法第2条第1項第9号のものを除く。）が有していた貸付債権等を譲り受けた事業者**」といった形で、**貸付債権等を譲り受けた全ての事業者を対象とする必要があるのではない**か。
- また、第三者が貸付債権等を代位弁済した場合についても、弁済による代位の制度により、弁済によって消滅すべきはずの債権者の債務者に対する債権（原債権）及びその担保権が代位弁済者に移転する（民法第501条第1項）。この場合も、**法第2条第1項第9号の「債権の譲受け」を行う者として位置付けることが妥当ではない**か。そして、債権譲渡の場合と同様、「**その業務として金融機関等（法第2条第1項第9号のものを除く。）が有していた貸付債権等を代位弁済により取得した事業者**」といった形で、**貸付債権等を代位取得した全ての事業者を対象とすることが妥当ではない**か。
- 債権譲渡及び弁済による代位のいずれについても、上記の考え方を踏まえ、要件である「**その業務として**」については、**業務の一環として債権を譲り受け、又は代位弁済を行った場合であり、1回限りの場合も含む旨をQ&Aで示してはどうか**。



金融機関等の範囲について④（法第2条第1項第7号）

- 海外に本店ないし支店のある者の扱いについては、早期事業再生法第2条第1項により、外国銀行、外国保険会社等（以下「外国金融機関等」という。）であって、日本に支店を有する者が「金融機関等」として規定されている。
- 一方、省令以下では、①**本邦金融機関等の海外支店**、②**本邦金融機関等の海外子会社**、③**日本に支店のある外国金融機関等（本店・海外支店）**、④**日本に支店のない外国金融機関等（本店・海外支店）**、について追加で検討が必要となる。
- この点につき、民事再生法においては、外国人又は外国法人については、日本法人に対して再生債権を有する場合には、日本人又は日本法人と同様に再生債権者として扱われる。これは早期事業再生法の裁判手続である非訟事件でも同様である（非訟事件手続法第16条、民事訴訟法第28条・第29条参照）。
- 早期事業再生法においても、**民事再生法等の他の手続と同様の扱いとすることが整合的**と考えられる。したがって、**外国の法令において早期事業再生法における「金融機関等」に相当する者（上記①～④の全て）は対象とすることとしてはどうか。**



（参考）民事再生法における海外債権者の扱いについて（館内他「民事再生の運用指針」より）

民事再生法は、いわゆる相互主義ではなく内外人平等主義を採用しており、**外国人又は外国法人は、日本の再生手続に関し、日本人又は日本法人と同一の地位を有している**（民再3条）。したがって、外国人又は外国法人が再生債権を有する場合には、日本人又は日本法人と同様に日本の再生手続において再生債権者として扱われる。

（略）

海外支店を対象に含める場合に関連する論点として、海外の債権者が債務者の海外における財産に対する強制執行を行う可能性があることから、**再生手続に伴う財産の拘束が在外に及ぶか**といった点が議論になりうる。この点、**民事再生法第38条第1項**は再生手続が開始された後に債務者及び裁判所が選任する管財人・保全管理人は、国内の財産に限定されず、在外資産に及ぶものと規定しており、いわゆる「**属地主義**」ではなく「**普及主義**」を採用している。

他方で、日本法で「普及主義」を採用したとしても、国内の再生手続の法的効力が当然に在外に及ぶものではなく、外国において日本の再生手続の承認援助手続を執らなければ、日本で開始された再生手続開始の効力や保全命令等の効力が在外資産に及ばない可能性が高い。

なお、全ての国において外国の再生手続きの承認援助が存在しているわけではなく、これが存在しない場合には当該国において必要な手続の申し立てが必要になる。

1. 貸付債権等・金融機関等の範囲、議決権の額について

- ① 貸付債権等
- ② 議決権の額の評価時点・評価方法
- ③ 金融機関等

2. 一時停止要請の対象・効果、弁済禁止の例外について

3. 第1回WGを踏まえた継続論点について

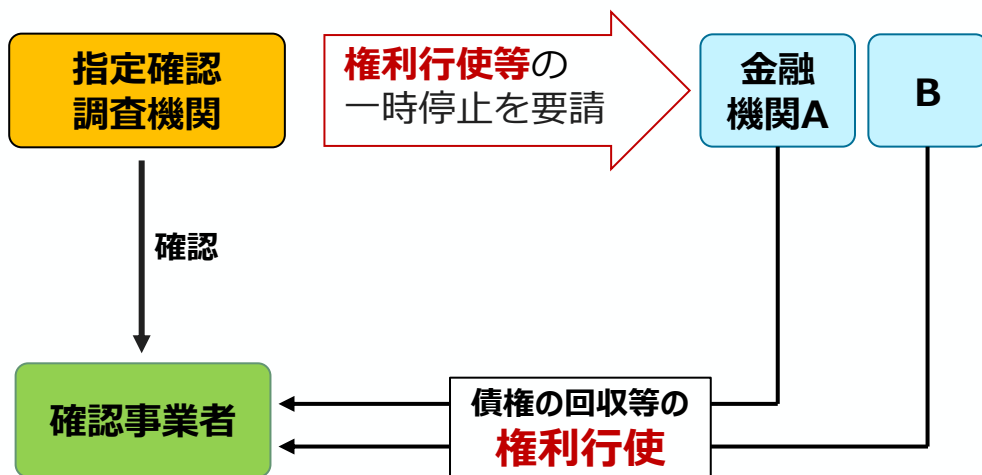
- ① 利用要件「経済的に窮境に陥るおそれ」
- ② 労働組合等への通知
- ③ 連結・単体の整理
- ④ プレDIPファイナンスにおける要件

4. 第1回WGの論点の補足説明

一時停止要請の対象について（①総論）（法第6条第1項）

- 指定確認調査機関は、法第3条第1項の確認後、速やかに全ての対象債権者に対し、手続終了までの間、「**対象債権の回収
その他経済産業省令で定める債権者としての権利の行使**」をしないことを要請（**一時停止要請**）しなければならないとされている。
- この**一時停止要請の対象となる行為の範囲**としては、事業再生ADRにおける実務を踏まえ、「**債権の回収、担保の設定又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをしないこと**」を省令に規定した上で、**その詳細をQ&Aで明確化してはどうか。**

一時停止要請（イメージ図）



（参考）事業再生ADRにおける一時停止の内容について

◎経済産業省関係産業競争力強化法施行規則

（平成26年経済産業省令第1号）

（一時停止）

第二十条 認証紛争解決事業者は、債権者（認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者に限る。以下この節において同じ。）に対し一時停止（債権者全員の同意によって決定される期間中に**債権の回収、担保権の設定又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをしないこと**をいう。以下この節において同じ。）を要請する場合には、債権者に対し、債務者と連名で、書面により通知しなければならない。なお、一時停止の要請に係る通知を発した場合には、当該通知を発した日から原則として二週間以内に事業再生計画案（債務者が作成する事業再生の計画の案をいう。以下この節において同じ。）の概要の説明のための債権者会議を開催しなければならない。

一時停止要請の対象（②各論）（法第6条第1項）

【省令において規定】

① 債権の回収

② 担保の取得・対抗要件の具備

③ 破産手続開始、再生手続開始、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て

【Q&Aにおいて明確化】（事業再生ADRにおける実務等を参考に明示）

(1) 一時停止通知到達時における「与信残高」の減額（元本の回収や当座貸越等における与信枠の減額）

(2) 弁済の請求・受領

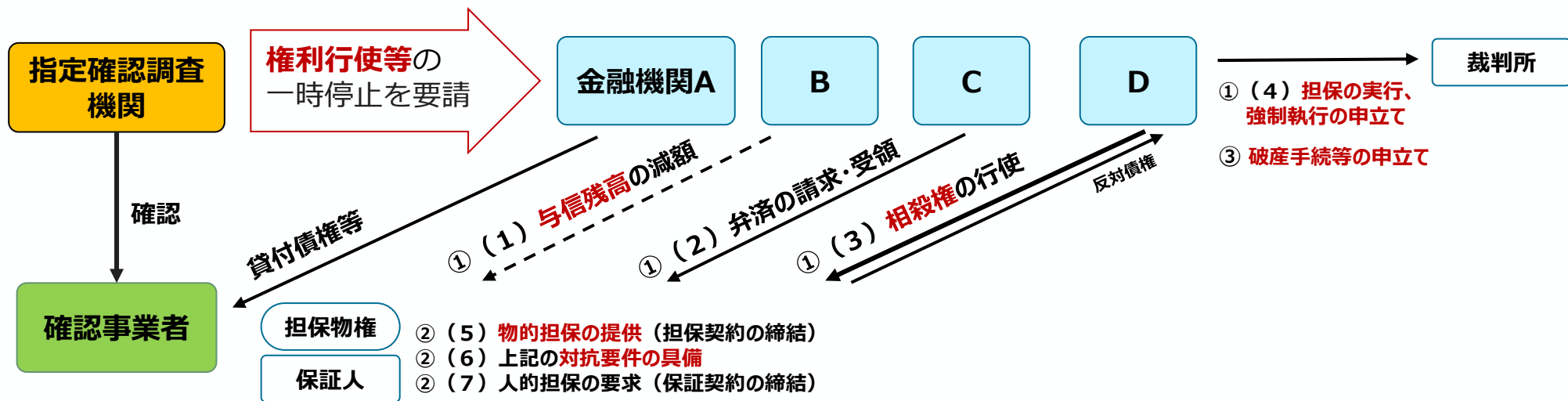
(3) 相殺権の行使などの債務消滅に関する行為

(4) 担保の実行、強制執行又は仮差押え・仮処分 of 申立て

(5) 担保の提供の要求・受入れ

(6) 対抗要件の具備には仮登記から本登記への変更を含む

(7) 担保には人的担保を含む

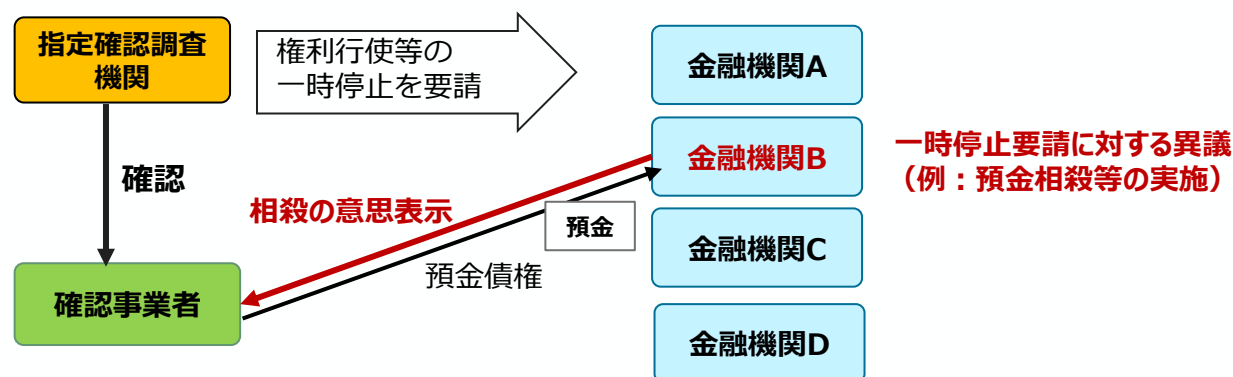


一時停止要請が確認事業者の支払停止等に該当するか

- 早期事業再生法の一時的停止要請について、以下の考え方をQ&Aで示してはどうか。
- 一時停止要請について対象債権者**全員が同意している場合**には、現行の私的整理の実務を踏まえると、**原則として「支払の停止」※1 及び銀行取引約定書における「期限の利益喪失事由」※2には該当しない**（中小企業の事業再生等に関するガイドラインQ50、次頁参照）。
- **一部の対象債権者から異議が述べられている場合**であっても、以下の理由から、同様に**原則として「支払の停止」、「期限の利益喪失事由」に該当しない**。
 - ① 一時停止要請は、早期事業再生法における対象債権者に限定して行われるものであり、それ以外の債権者に対するものではないため、一般的に支払を停止するものではない。
 - ② 一時停止要請を発出する主体は指定確認調査機関であり、債務者自身による外部への表示行為ではない。
 - ③ 本制度における一時停止要請は、指定確認調査機関において本制度の利用要件（主要債権者において本制度の利用に異議がないこと）が確認された上で発出されること（法第6条第1項）を踏まえると、原則として、合理的で実現可能性のある早期事業再生計画が策定される蓋然性があるといえる。この場合には、一般的かつ継続的に債務を弁済できない旨を外部に表示する行為とはいえない（東京地判平成23年11月24日金法1940号148頁、次頁参照）。

※1 「支払の停止」とは、「債務者が資力欠乏のため債務の支払いをすることができないと考えてその旨を明示的又は黙示的に外部に表示する行為」をいい（最判）、倒産手続開始原因としての支払不能が推定されるほか、相殺禁止等の基準時となる。

※2 全国銀行協会による銀行取引約定書旧ひな形（平成12年4月廃止）では、期限の利益喪失事由として、「支払停止」や「債権保全を必要とする相当の事由」の発生が規定されていた。



(参考) 一時停止通知に関する裁判例等

○「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q&AのQ50

Q50 4. (2) の「一時停止の要請」を行った場合、倒産法上の支払停止又は銀行取引約定書における期限の利益喪失事由に該当することになりますか。

A. 再生型私的整理手続における「一時停止の要請」は、原則的には支払停止にも銀行取引約定書における期限の利益喪失事由にも該当しないと考えられます。その理由は以下のとおりです。

- 再生型私的整理手続の開始は、主要債権者から同意を得た第三者支援専門家（4. (1) ②）が、**主要債権者の意向も踏まえて、当該中小企業者について再生支援を行うことが不相当ではないと判断した上で行うもの**（同③）であること。
- 中小企業者による一時停止の要請は、4. (2) の①から③の全ての要件を充足することを前提として行われ、対象債権者はこれに誠実に対応するものとされており、また、債務減免等の要請を含むものであっても、事業継続、再生の見通し及び利害関係人から協力を得られる見込み等に関して記載されることが想定されている「**再生の基本方針**」（Q48参照）が示されること。
- 以上の事情を踏まえれば、「一時停止の要請」の時点で、対象債権者がこれに承諾して再生型私的整理手続を進めることにより、**合理的で実現可能性があり、対象債権者との間で合意に達する蓋然性のある事業再生計画案が策定され、それが成立し実行されることにより、窮境の解消が図られる蓋然性があることから、未だ、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態とは言えない**と考えられること。（中略）
また、**主要債権者及びその他の債権者は、中小企業者が一時停止の要請を行ったことだけを理由に安易に取引口座等の停止をしないように留意する必要があります。**

○東京地判平成23年11月24日金融法務事情1940号148頁（一時停止通知の「支払停止」該当性）

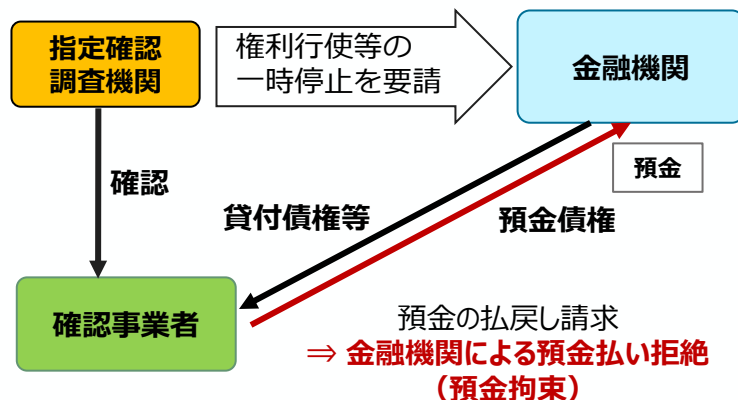
…上記時点では、更生会社らは、事業再生ADRにおいて事業再建を図ることとし、弁護士等の専門家に依頼して事業再生計画の策定を進めるとともに、事業再生ADRへの協力等を要請するため、メイン行であるC銀行及び準メイン行である申立人に相談の上、近く事業再生ADRの利用申請をすることを予定し、申立人に対して、策定中の事業再生計画における再建スキームや今後の事業再生ADRのスケジュール等を説明したものである。

ところで、**支払の免除又は猶予を求める行為であっても、合理性のある再建方針や再建計画が主要な債権者に示され、これが債権者に受け入れられる蓋然性があると認められる場合には、一般的かつ継続的に債務を弁済できない旨を外部に表示する行為とはいえないから、「支払の停止」ということはできないと解するのが相当である。**

そうすると、本件においては、上述のとおり、更生会社らは、事業再生ADRにおける事業再建を図ることを前提として専門家に事業再生計画の策定を依頼し、近く事業再生ADRの利用申請をすることを予定した上で、申立人にはその内容等を説明したものであるから、上記説明をもって「支払の停止」には該当しないというべきである。

一時停止要請を理由とする預金拘束について

- 指定確認調査機関により、金融債権者へ一時停止要請が行われた場合、確認事業者の預金を有する一部の「金融機関等」において、相殺に至らずとも、本手続が完了するまでの間、預金の払戻しに応じない場合も想定される。この場合について、以下の考え方を**Q&Aで示してはどうか**。
- 対象債権者において、一時停止要請について対象債権者全員から同意が得られている場合（事業再生ADR等と同様）には、原則として預金拘束は行われるべきではない（そもそも、預金拘束が行われることは想定し難い）。
- **一部の対象債権者から一時停止要請について異議が述べられている場合**であっても、期限の利益喪失事由と一般的に整理される「支払の停止」には原則として該当せず（前々頁参照）、債務の履行ができないことを懸念するに足りる合理的な理由は原則としてないと考えられることから、**原則として預金拘束は行われるべきでない**（下記裁判例参照）。



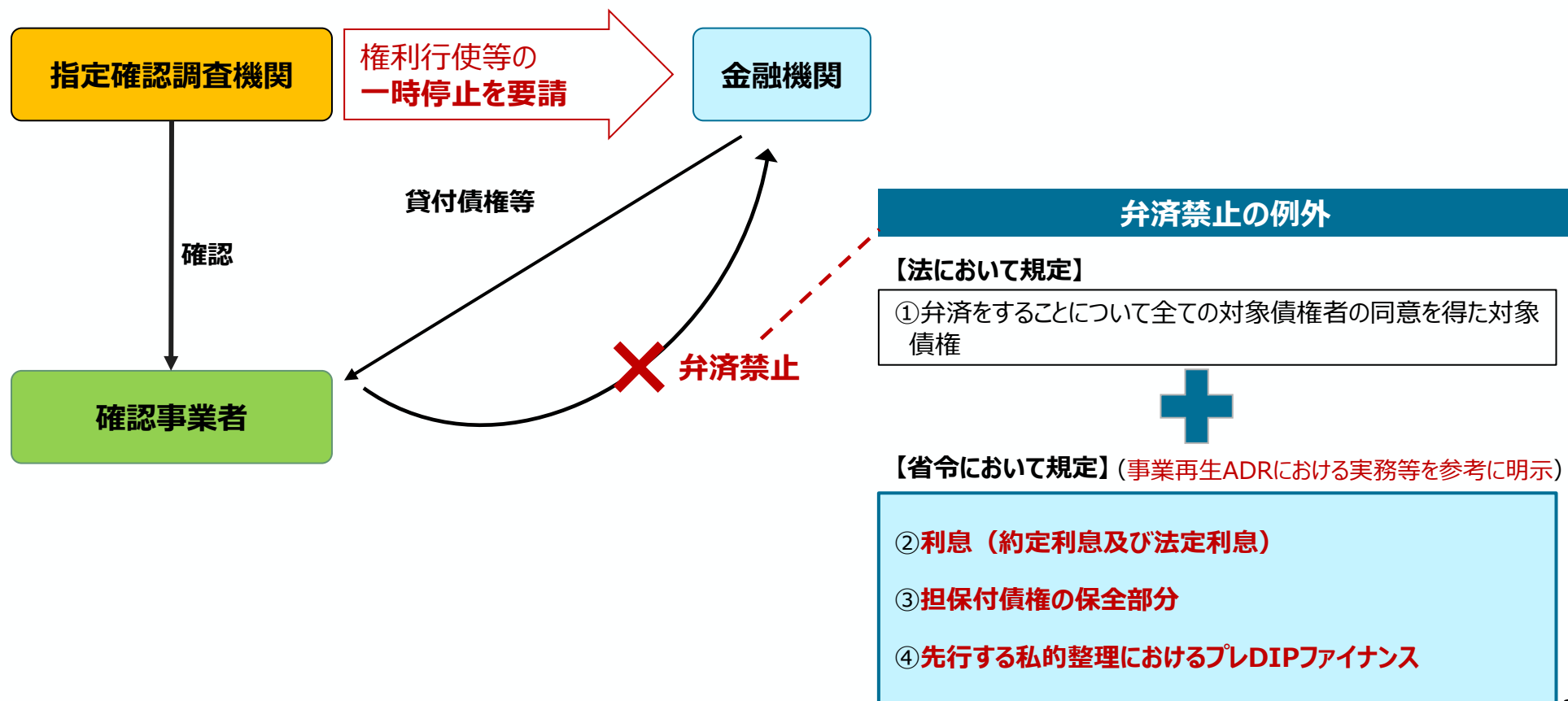
◎東京高判平成24年4月26日金判1408号46頁

約定に係る期限の利益喪失事由が発生している場合、被控訴人にとっては、いつでも期限の利益を喪失させたいと相殺することができるので、最終的な債権保全の手段を残しつつ、預金の払戻しの拒絶にとどめておくことによって、控訴人 Y 1 の破綻を回避しながらその信用状況が好転して任意の返済を受けることを期待することができ、他方、控訴人 Y 1 にとっても、被控訴人が任意に相殺適状とすることができるので預金の払戻しを受けることは事実上できないのであるから、期限の利益喪失のうち直ちに相殺されるよりは、預金の拘束にとどまった方が具体的事業計画の提示や追加担保の提供等によって期限の利益喪失を回避する措置を採る余地も残されることから、直ちに相殺される場合に比して不利益が大きいものではない。

もっとも、このような取扱い、控訴人 Y 1 の普通預金の払戻しを受ける権利を奪うことにはなるが、双務契約において相手方に債務を履行できないことを懸念するに足る合理的な理由があり、その信用不安が解消されない場合には、信義則及び公平の原則から先履行義務を拒否したり、他の適切な措置を求めたりすることができると考えられるところ、預金の貸付債権に対する担保機能及び優先弁済機能にかんがみ、かつ、期限の利益を喪失して相殺されるよりも預金の払戻しの停止にとどまる方が債務者にとっては事実上有利であることなどの事情をも考慮すると、**貸付債務の履行ができないことを懸念するに足る合理的な理由がある場合には、前記双務契約の場合と同様に、信義則又は公平の原則から預金の払戻しを拒絶することができると解するのが相当である。**

弁済禁止の例外について①（法第6条第2項）

- 確認事業者は、一時停止要請があったときから手続終了までの間、対象債権を弁済できないとされているが、「弁済しても他の対象債権者を害するおそれがない対象債権として経済産業省令で定めるもの」に係る債務については**弁済できる**こととされている。
- この「経済産業省令で定めるもの」としては、事業再生ADRの実務等を踏まえ、**以下のとおりとはどうか**。



弁済禁止の例外について②（約定利息及び法定利息）（法第6条第2項）

- **利息（約定利息及び法定利息）**については、以下の理由から**弁済禁止の例外**としてはどうか。
- ただし、**弁済する場合**には**全ての対象債権者に弁済しなければならない**こととしてはどうか。

【弁済禁止の例外とする理由・論点】

- 法第3条の確認前に生じた利息であって、確認時点で未払いとなっているものは省令において対象債権の範囲に含め、また、確認後に生ずる利息は、法第2条第3項第1号において既に対象債権と規定されているが、実務を踏まえてこれらの利息を弁済可能な債権とする。
 - ・ **事業再生ADRでは**、債務者の財務状況や対象債権者との取引内容等を考慮して、利息を**対象債権としない取扱いを許容**している。
 - ・ **利息の支払は債権者の収益に影響**するため、手続中にその弁済が全く許容されない場合には、早期事業再生手続の**利用へのディスインセンティブ**になるとも考えられる。
- ただし、利息を支払うのであれば、**対象債権者の間で平等が保たれるよう、全ての対象債権者に弁済しなければならないものとする。**

◎早期事業再生法（抄）

（定義）

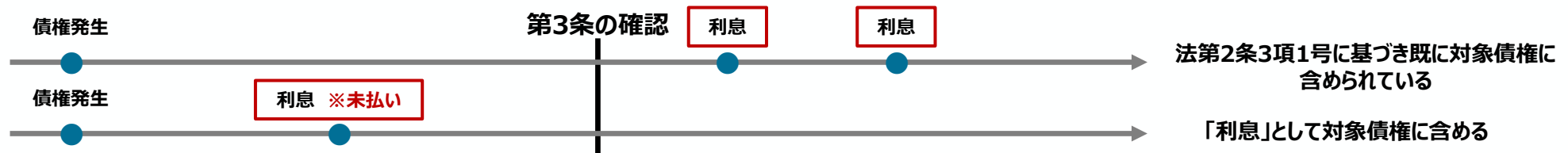
第二条 （略）

2 （略）

3 この法律において「対象債権」とは、次条第一項の確認を受けた事業者（以下「確認事業者」という。）に対して当該確認の時に金融機関等が有する当該確認前の原因に基づいて生じた貸付債権等及び当該貸付債権等に係る次に掲げる権利をいう。

一 当該確認後の利息の請求権

二 当該確認後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

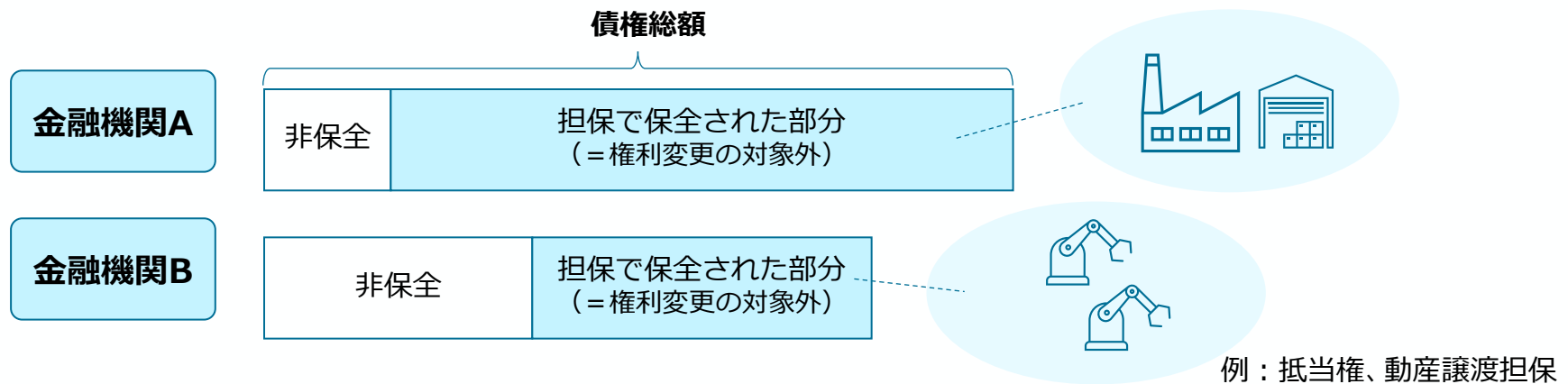


弁済禁止の例外について③（担保付債権の保全部分）（法第6条第2項）

- **担保付債権の保全部分**については、以下の理由から**弁済禁止の例外**としてはどうか。

【弁済禁止の例外とする理由】

- 以下の理由から、担保付債権の保全部分は、弁済可能な債権とする。
 - 早期事業再生法では、実体法上の担保権の優先性を尊重し、保全部分を権利変更の対象外としている。そのため、**保全部分を弁済した場合でも他の対象債権者の権利を害するおそれがない**。
 - 一時停止要請によって担保権実行をしないことが要請されるものの、例えば、担保権者と確認事業者の調整の結果、**事業の継続にとって必要性が乏しい担保目的物である場合に、早期に売却して、売却代金を弁済する場合が想定される**ところであり、この場合であれば事業への影響も少ない。

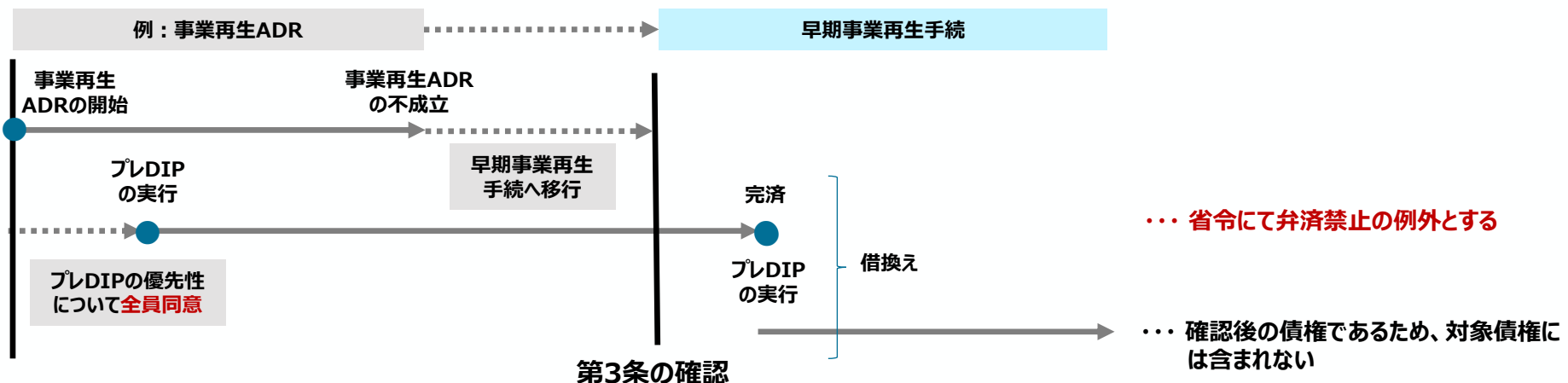


弁済禁止の例外について④（先行する私的整理におけるプレDIPファイナンス）（法第6条第2項）

- **先行する私的整理におけるプレDIPファイナンス**については、以下の理由から**弁済禁止の例外**としてはどうか。
- また、**例外となるプレDIPファイナンスの整理**は以下のとおりとしてはどうか。

【弁済禁止の例外とする理由等】

- 法第3条の確認前に実行されたプレDIPファイナンスで、かつ、**早期事業再生手続における対象債権者全員（ただし、非保全部分を有しない担保権者を除く。）から、他の対象債権よりも当該プレDIPファイナンスが優先することにつき既に同意を得ていたもの**は、弁済可能な債権とする。理由は以下のとおり。
 - ・ 仮に、法第3条の確認前に私的整理において、金融機関等がプレDIPファイナンスを実行した場合、早期事業再生法に移行後、当該プレDIPファイナンスにつき他の対象債権と同様に権利変更の対象とすると、私的整理におけるプレDIPファイナンスの実行が阻害される。
 - ・ 担保によりフルカバーの対象債権者については、本手続上権利変更の対象とならないことから、当該債権者からの同意を必須とする必要はない。
 - ・ なお、プレDIPファイナンスを弁済可能な債権とすることにより、早期事業再生法の手続中に完済でき、借換えにより改めてプレDIPファイナンスを実行できる。
- 先行するプレDIPファイナンスとしては、事業再生ADR、中小企業活性化協議会を活用した手続等の準則型手続中に供与されたものだけでなく、任意の純粹私的整理中に供与されたものも含む。



1. 貸付債権等・金融機関等の範囲、議決権の額について

- ① 貸付債権等
- ② 議決権の額の評価時点・評価方法
- ③ 金融機関等

2. 一時停止要請の対象・効果、弁済禁止の例外について

3. 第1回WGを踏まえた継続論点について

- ① 利用要件「経済的に窮境に陥るおそれ」
- ② 労働組合等への通知
- ③ 連結・単体の整理
- ④ プレDIPファイナンスにおける要件

4. 第1回WGの論点の補足説明

利用要件「経済的に窮境に陥るおそれ」について（法第3条）

- 本法成立時の附帯決議においては、濫用防止の観点から利用要件を確認する際の運用における留意点を整理し、周知・広報を行うこととされている。
- そこで、本制度の利用要件である「経済的に窮境に陥るおそれ」の具体的な内容について、以下の理由から、他の事業再生手続と同様に**法令上で明確化はしないものの**、Q&Aで**一例として「2年以内に支払不能に陥る可能性が高い場合」**と示してはどうか。
 - ① 「経済的に窮境に陥るおそれ」の要件は、倒産前の早期での事業再生を促進する制度趣旨から民事再生法上の「経済的に窮境にある」状態の前段階といえるところ、かかる趣旨を踏まえ、他国の制度における基準も踏まえて設定。
 - ② 個別の事例により状況が異なり、他の事業再生手続と同様に法令上で明確化することは適切でないことから、Q&Aでの周知とする。

◎ドイツの「企業の安定化及び再建の枠組みに関する法律（StaRUG）」

- ドイツでは、2021年、**倒産状態の処理としてではなく、多数決で特定の債務の整理を行える手続**として、「企業の安定化及び再建の枠組みに関する法律（StaRUG）」が制定された。
- 手続開始要件である「**差し迫った支払不能**」を判断する期間は、原則として**今後24か月間（※）が基準**となる。

※ドイツ連邦議会 議会資料第19/24181号（2020年11月9日）（仮訳）

新たに設けられる§18第2項第2文により、「差し迫った支払不能」については、通常24か月の予測期間を基準とすることが定められます。この規定により、「差し迫った支払不能」の予測期間の長さに関する不確実性が解消されます。現在、予測期間については、**数か月から3年まで、あるいは最も遅い債権の満期日までといった様々な期間が提案されています**。予測期間が長くなるほど予測の信頼性は低下し、主流の見解では現時点では当該事業年度およびその翌事業年度を予測期間とすることが多いです。将来の出来事ほど予測の確実性が低くなることから、通常基準とする予測期間はあまり長くしすぎない方がよいと考えられます。事業年度に連動させる方法は計画上は合理的ですが、それによって予測期間にばらつきが生じます。たとえば、現行の事業年度とその翌年度を基準にすると、時期によって予測期間が12か月強から24か月弱まで幅が出てしまいます。このような予測期間の長さの違いは説得力に欠けるため、**通常の場合は24か月と明確に定められることになりました**。ただし、この予測期間は「通常の場合」に適用され、**個別のケースではより短い、または長い期間を基準とすることもあり得ます**。これにより、債務者やその事業の特殊性にも対応できるようにしています。

（参考）早期事業再生法案に対する附帯決議（令和7年6月5日、参・経済産業委員会）（抜粋）

六 本法の手続開始の要件が民事再生法等から緩和されていることを踏まえ、債務調整の必要性がない事業者が本制度を濫用することで債権者の利益が不当に害されることがないよう、指定確認調査機関が**本制度の利用要件を確認する際に濫用を図る事業者を適切に排除するための運用における留意すべき点を整理し、広く周知・広報を行うこと**。

従業員から協力を得るための措置について（労働組合等への通知等）

- 附帯決議において示されているとおり**労働組合等の理解を得ながら本手続を進めることが重要**であることに鑑み、会社分割、事業譲渡、事業の縮小等により雇用の減少や賃金の減額が生じる見込みがあることを早期事業再生計画に記載する場合には、**早期事業再生計画の提出の2週間前までに労働組合等へ労働関係変更が見込まれる旨の通知を求めるべきではないか**（指定確認調査機関がその旨確認）。
- また、この場合、早期事業再生計画に**労働組合等との協議の結果又は協議を行う予定の時期（対象債権者集会までの間）の記載**を求めるとともに、**労働者の理解と協力を得るよう努めることを求めるべきではないか。**

【省令において規定】

早期事業再生計画に**合併、会社分割、事業譲渡、事業縮小、事業所の閉鎖により雇用者数の減少や賃金の減額が生じる見込みがある**ことを記載する場合、以下を求める。

- ①確認事業者は労働組合等※¹に対して、**指定確認調査機関に当該計画を提出する2週間前までに、その旨を通知**する。

⇒確認事業者は、**指定確認調査機関に対して、通知を行った対象※²や日時についても併せて報告し、指定確認調査機関がその内容※³を確認**することとする。

- ②早期事業再生計画に労働組合等との協議の状況として、**協議結果又は協議を行う予定の時期（対象債権者集会の決議までの間になされなければならない。）**を記載する。

- ③**労働組合等との協議等を通じて、その雇用する労働者の理解と協力を得るよう努める**こととする。

※¹ 確認事業者の使用人の過半数で組織する**労働組合があるときはその労働組合、確認事業者の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは確認事業者の使用人の過半数を代表する者。**

※² 労働者代表に通知した場合は、適切に選出された労働者代表に通知した旨も含む

※³ 実際の通知の有無を含む

（参考）早期事業再生法案に対する附帯決議

（令和7年6月5日、参・経済産業委員会）（抜粋）

二 早期事業再生に向け、**確認事業者が会社分割や事業譲渡等によってその従業員の雇用や労働条件の変更等を実施する可能性がある場合には、過半数労働組合等との協議を通じてその理解と協力を得るよう促す**とともに、早期事業再生計画にそれら協議の状況を明記することとし、指定確認調査機関による調査の対象とすること。また、上記の趣旨を踏まえ、確認事業者が労働組合との協議のために情報提供を行う場合には、手続開始の公告をせず権利変更の対象を金融債務に限定することで事業価値の毀損の回避を図るという本制度の趣旨に鑑み、情報の秘密保持が適切になされるための必要な措置を、指定確認調査機関がその業務規程において定める事項とすること。



労働組合等への通知（要否、手続、内容）

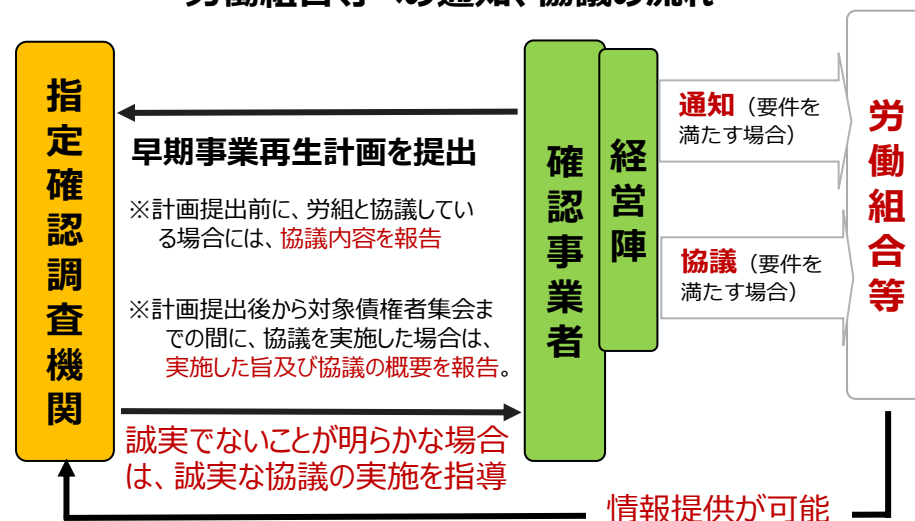
- 事業者から**労働組合等への通知**が必要な場合と、**通知する内容、手続**は、下記のとおりとはどうか。
 - ・ 通知が**必要な場合**：事業者が、「**雇用者数の減少や賃金の減額が生じる見込み**」ありと判断し、早期事業再生計画に記載する場合（もし、通知が必要な場合に通知しなかった場合には、確認の取消しとなる）。
 - ・ 通知する**内容**：雇用者数の減少または賃金の減額が見込まれている旨と、その内容、スケジュール（見込み）
 - ・ 通知に伴う**手続**：早期事業再生計画に**労働組合等との協議の結果又は協議を行う予定の時期**（対象債権者集会までの間）を記載する（「予定の時期」の場合は、その後、指定確認調査機関に対して、**その時期に協議を実施した旨及び協議の内容の報告**を求める）。また、**労働組合等から指定確認調査機関への情報共有も可能**とする。指定確認調査機関は、確認事業者が**誠実でないことが明らかな場合**（例：労働関係変更を行うに至った事情の説明が全くない場合）には、**事業者に対して誠実な協議を実施するよう指導する**。

※なお、使用者には労働組合法第7条第2号に定める内容として誠実交渉義務があると解されている。また、早期事業再生法上の手続をもって労働関係の変更が当然に適法となるわけではなく、解雇や労働条件の変更等の有効性は労働契約法の規定に照らして司法において個別に判断される。

【省令において規定】労働組合等への通知内容

- ①早期事業再生計画において労働関係変更（雇用者数の減少又は賃金の減額）が見込まれている旨
- ②見込まれている労働関係変更の内容
- ③早期事業再生の手続のスケジュールの見込み

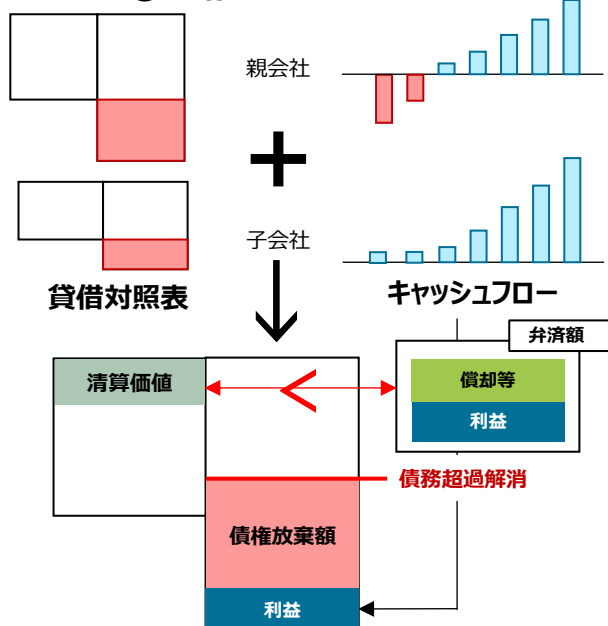
労働組合等への通知、協議の流れ



連結・単体の整理

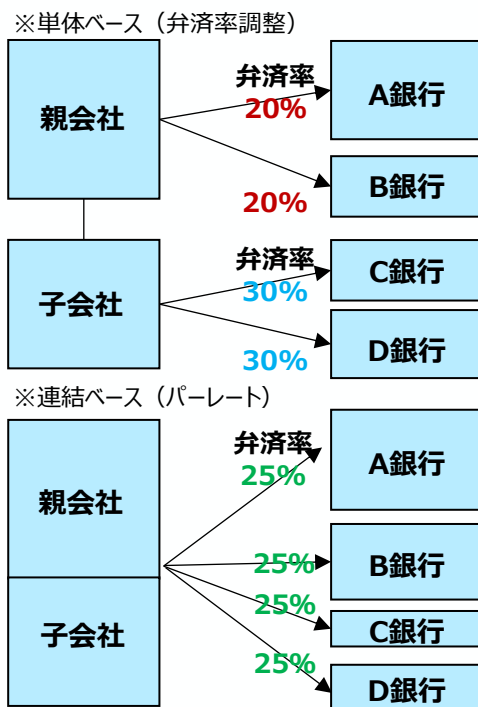
- **同一グループの複数社**が手続を行う場合、連結でみるべきか・単体でみるべきか、という論点が生じる。この論点は、①**債権放棄等の金融支援額の確定**、②**弁済の配分率の確定**、③**弁済原資の割当て**、の3段階で論点となり得る。早期事業再生法の実施主体は単体ベースであることから、**清算価値保障は単体ごとに担保され、グループ複数社が手続を行う場合でも、議決は単体ごとに実施されることが整合的**であり、この旨明確化してはどうか。
- もっとも、**単体ベースの清算価値保障に適合する限り**、事業が一体不可分である場合等の事情を考慮し、**いずれの場合に連結・単体の考え方をとるかは選択することは許容され得るのではないか**（＝連結・単体いずれの場合も結局は事業を連結と考えるか単体と考えるかという論点であって、①は法第15条第1項第4号の権利変更の設定に準拠しており、②③は法第13条の平等を逸脱しないという整理）。ただし、企業再生税制（債務免除益への損金算入等）を適用する場合は単体ベースでのBS作成とこれに基づく債権放棄額の算出が必要。

① 債権放棄額の確定

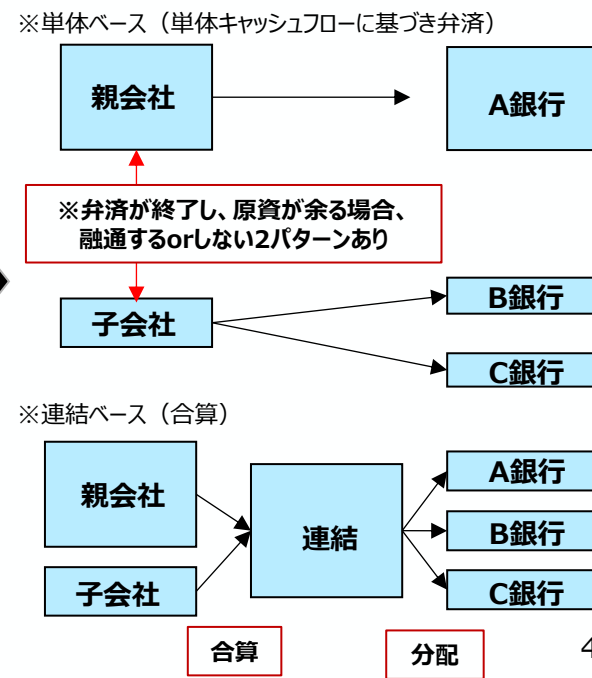


※連結BS及び連結キャッシュフローを基準に債務超過の解消可否を判断し、債権放棄額を算出することも可能とする。ただし、企業再生税制を適用する場合は単体ベースでのBS作成とこれに基づく債権放棄額の算出が必要。

② 弁済率の確定

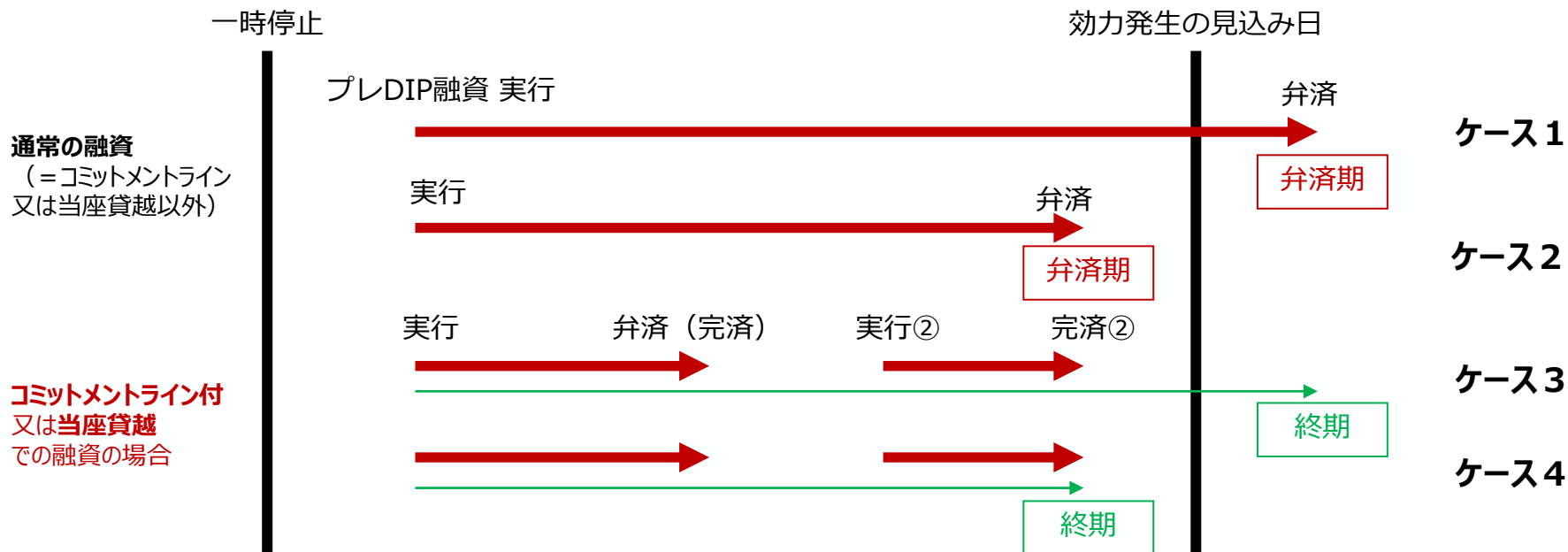


③ 弁済原資の割り当て



プレDIPファイナンスにおける要件（弁済期、コミットメントラインの終期）（法第69条）

- 事業再生ADRの実務上、優先性の確認対象となっている、「弁済期が債権者全員の合意の成立（＝効力発生）が見込まれる日以後である場合」（ケース1）と「コミットメントライン付又は当座貸越の終期が効力発生見込み日以後である場合」（ケース3）に加え、**弁済期が効力発生見込み日以前**の場合（ケース2）、コミットメントライン等の**終期が効力発生見込み日以前**の場合（ケース4）も**早期事業再生法におけるプレDIPファイナンスの優先性の確認対象**としてはどうか。理由としては、以下の点から**プレDIPファイナンスの実行可能性が高まり**、結果として**債務者の資金繰りに寄与する**と考えられるため。
- ① 融資開始時点から**効力発生見込み日までの期間**、**確認事業者の資金繰りを見通せない**こともあり、特に取引のない先に対してプレDIPファイナンスを行う場合には、効力発生見込み日までの与信のハードルが上がる可能性があること
- ② ①の理由から優先性確認は必須と考えられる一方で、効力発生見込み日までの期間の与信が難しい場合に、これが確認の要件とされる場合、**プレDIPファイナンスの供与を受けられない場合が生じ得ること**



1. 貸付債権等・金融機関等の範囲、議決権の額について

- ① 貸付債権等
- ② 議決権の額の評価時点・評価方法
- ③ 金融機関等

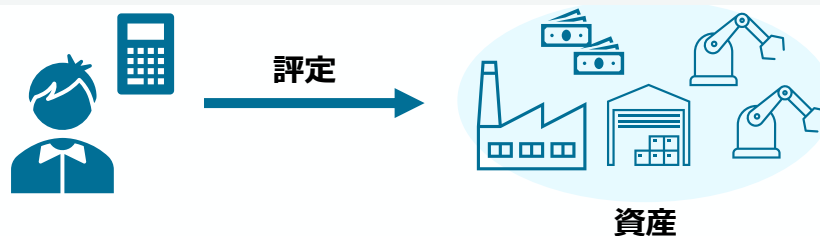
2. 一時停止要請の対象・効果、弁済禁止の例外について

3. 第1回WGを踏まえた継続論点について

- ① 利用要件「経済的に窮境に陥るおそれ」
- ② 労働組合等への通知
- ③ 連結・単体の整理
- ④ プレDIPファイナンスにおける要件

4. 第1回WGの論点の補足説明

- 確認事業者は、**早期事業再生計画提出時に省令に定める基準に従い資産・負債の価額を評価した結果を添付する必要がある**。これは確認事業者の財産状態を正確に把握することで、**そもそも再生可能か、清算価値保障に適合するか**といった点や、手続後の数値要件（一定期間後の債務超過解消等）充足のために**必要となるキャッシュフローの改善額、債権カット等の金融支援の額、スポンサー支援の額等**を算定する上での**前提**となり、**指定確認調査機関にとってはその妥当性を検証するために把握が必要**となるものである。
- 事業再生ADRにおいても、資産評価基準を大臣告示にて定めており、**原則として時価により評価**するものとされている（ただし、今後継続的に使用しない資産は処分価格により評価できる。）。**実務上、当該基準が浸透していることも踏まえ**、本手続においても**事業再生ADRと基本的に同様の資産評価基準を定めてはどうか**。
- 一方、事業再生ADRとの相違点としては、事業再生ADRにおいて資産評価基準による評価が求められるのは債務減免を伴う場合に限定されている一方、本手続においては全ての場合において資産評価が求められている。この点、債務減免を伴う場合であれば事業再生ADRと同様の基準としつつ、**リスケジュール等のみに限定される場合については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評価できることとしてはどうか（債務減免を伴う場合における評価に基づくことも可能）**。その上で、担保評価も上記の基準に依拠して算定することとしてはどうか。
- また、事業再生ADRにおいては、評価を行う際には適切な評価基準日を定めることされているが、本制度では、債務者における全ての資産を評価する負担に鑑み、**直近の決算に基づいて算出することを可能とする観点から、第3条の確認前1年以内としてはどうか**。一方で、**対象債権を保全する担保の目的となる資産については議決権にも影響することから第3条の確認時とするべきではないか**。



(参考) 資産評価基準の整理

第1回早期事業再生検討ワーキンググループ 事務局説明資料20頁より

早期事業再生法

評価方法

債務減免の有無	評価方法
有	原則として時価 (事業再生ADRと同様の基準)
無 (リスクのみ等)	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評価できる (ただし、債務減免を伴う場合における評価に基づくことも可能)

基準日

担保資産への該当性	基準日
該当	第3条の確認時
非該当	第3条の確認前1年以内
該当	第3条の確認時
非該当	第3条の確認前1年以内

事業再生ADR

評価方法

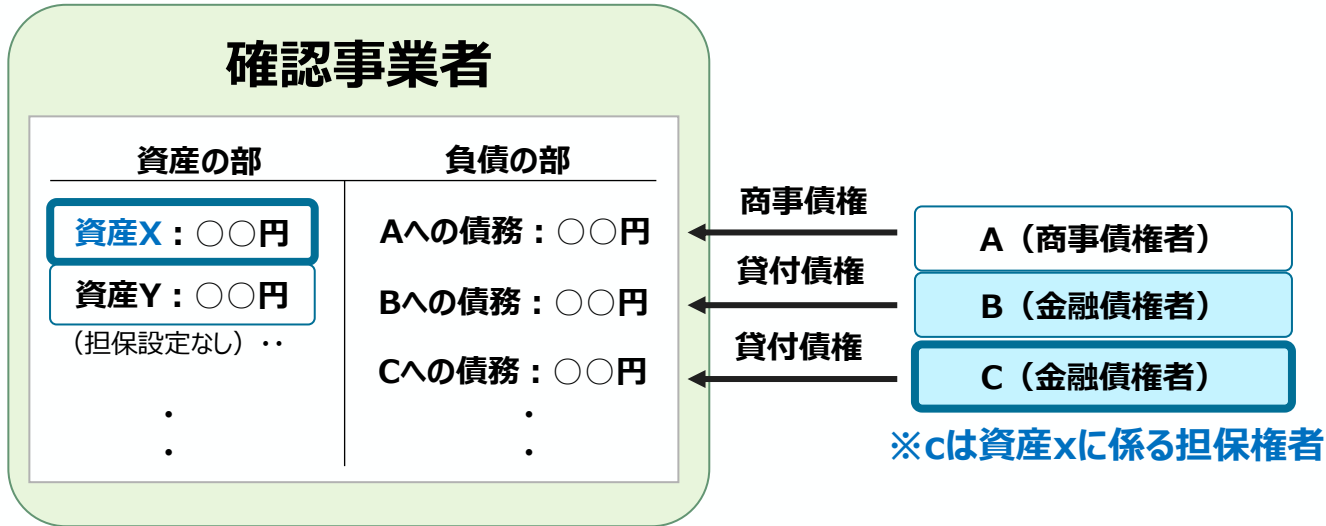
債務減免の有無	評価方法
有	原則として時価
無 (リスクのみ等)	法令上不要

基準日

担保資産への該当性	基準日
該当	適切な基準日 (※)
非該当	
該当	
非該当	

※ 直近決算期を評価日とすることは許容されている (ただし、手続の経過を経て次の決算日を徒過した場合には、原則として改めて直近決算の評価に引き直すとされているが、実務上の負担を考慮して既に実施した資産評価の結果をベースとして変更を要する部分のみを適切に時点修正する方法が許容されているとされている)。なお、当初の評価日から事情の変更があった場合には、当該変更が資産評価に与える影響を適切に反映するものとされている。また、それぞれの資産を同一の基準日にて評価する必要がある一方で、そもそも評価の前提が変わってしまったようなケースでは、当該資産についてのみ、別途で資産評価をやり直すといったことは許容される、とされている (「事業再生ADRのすべて[第2版]」250頁～251頁参照)。

(参考) 資産評価の「評価の基準時」の整理 (債務減免を伴う場合の想定事例)



① 債務減免額・清算価値の算定の際の資産評価

- ➡
- ・資産は全て、担保目的物である**資産X**も含め、「**確認前1年内の時点**」における**時価評価**。
 - ・負債も全て、「**確認前1年内の時点**」における**実態評価**。

資産の部	負債の部
全ての資産	
資産X : 〇〇円	Aへの債務 : 〇〇円
資産Y : 〇〇円	Bへの債務 : 〇〇円
⋮	Cへの債務 : 〇〇円
⋮	⋮

「確認前1年内の時点」の評価

② 議決権の算定、③ 担保権者の弁済額 (保全/非保全の区分け) の確定のための担保目的物の評価

- ➡
- ・担保目的物である**資産X**だけ、**確認時**における**時価**で評価。
※対象債権の議決権の額は、法第19条第1項・第2項に基づき確認時を基準に算定 (本資料20頁参照) 。

資産の部	負債の部
担保物件のみ ピックアップして評価	確認時の残高
資産X : 〇〇円	Bへの債務 : 〇〇円
	Cへの債務 : 〇〇円

※担保目的物の評価について、①資産評価と②③の評価に差分が生じる場合の扱いについては、(ア) 手続に入る前の前提となっている債務減免額を維持する観点から差を維持するという考え方、(イ) 整合性をとる観点から④も②③に合わせる考え方、いずれの場合によることも可能とする。

（前頁の補足） 資産評定基準と議決権額算定等の関係（法第14条第4項）

- 早期事業再生手続上、資産・負債の評価は、①確認事業者による**資産評定書**の作成（**債務減免額・清算価値の算定**）、②**議決権額の算定**、③担保権者への弁済額（**保全/非保全の区分け**）の確定という3つの場面で必要となる。

（基準日）

- このうち、①**資産評定**は、早期事業再生計画における弁済総額の確定や、清算価値の算出にあたって必要となる。そして、**法第14条第4項により「経済産業省令で定める基準」（資産評定基準）に従う必要がある**。その基準日は、**原則として第3条の確認前1年以内とする**（ただし、全部又は一部の資産について、法第3条の確認時とすることも許容する）。
- 他方、②**議決権の算定**、③**担保権者の弁済額（保全/非保全の区分け）の確定のための担保目的物の評価**は、上記資産評定とは別の問題。資産評定基準とは別に基準時を定める必要があり、**いずれも法第3条の確認時とする**。

※なお、担保目的物の評価について、①資産評定と②③の評価に差が生じる場合の扱いについては、（ア）手続に入る前の前提となっている債務減免額を維持する観点から差を維持するという考え方、（イ）整合性をとる観点から①も②③に合わせる考え方、の両論があり得ることから、**（ア）（イ）いずれの場合によることも可能とする**。

（評価方法）

- 評価方法については、①②③**いずれについても債務減免を伴う場合「原則として時価」とし**、債務減免を伴わない**リスケ等の場合「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して評定できる**（ただし、債務減免を伴う場合における評定に基づくことも可能）とする。